

## 平成14年3月6日(水曜日)第1回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤頴男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長		選挙管理委員会
安孫子雅美	監査委員	三瓶正博	事務局長
	農業委員会	布施崇一	監査委員長
真木憲一	事務局長		事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成14年3月6日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成14年3月6日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	観光産業の振興について	(仮称) 駅前沼川公園整備について (イ)「水の駅」設置について (ロ)沼川、水の浄化対策について (ハ)個人寄贈による桜並木植樹について (ニ)足裏つばを刺激する石畳健康増進散策道路設置について	9番 伊藤 忠 男	市 長
2	県民の歌について	市の行事における県民の歌「最上川」斉唱採用について 学校教育における県民の歌「最上川」斉唱指導採用について		市 長 教育委員長
3	寒河江市市民歌制定について	2004年(平成16年)市制施行50周年記念として寒河江市市民歌制定について	4番 石川 忠 義	市 長
4	公共下水道整備について	下水道整備計画区域内の未整備地区の目処はたたないのか 木の下土地区画整理事業に伴う西根、下河原、宝地区との関連は		市 長
5	第19回全国都市緑化やまがたフェアについて	3ヵ月後に迫った緑化フェアについて、市長の所見は 無料シャトルバスについて 観光地周遊バスについて 閉会后、お盆期間中の開催の考えは		市 長
6	合併問題について	国が推進している市町村合併に対する市長の考え方について 広域行政事務組合における合併研究会の状況について 判断の基準となる情報の公開について 十分な論議と住民合意について	16番 佐藤 暘 子	市 長
7	農政について	輸入農産物への不安と市民の安全な食べ物を供給するため市民農園の拡大について 山形県農業基本条例と地元農産物を保育	14番 佐藤 穎 男	市 長

8	教育行政について	所や学校の給食に導入してはどうか 教育に自然や農業の体験学習を取り入れてはどうか 道義・道徳教育の充実について	教育委員長
---	----------	---	-------

再 開

午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番、2 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、誇りに思い、さらなる発展を願い、いろいろと御提言においでになる方、毎月・各月定例懇談会を持っている仲間、同僚、そして寒河江川清流維持対策連絡協議会会員の皆様と合同で、当市の発展にすぐに役立つ政策を議題として討論会を開催いたしました。

主なるものを列記しますと、一つ、当市の方針と合致すること。二つ、今、山形県で日本一は 35 項目がある。日本一になれる可能性のあるもの。三つ目、場所は新しい駅舎も道路も開通する、国も県も我々も川だ。駅前の沼川にしよう。四つ目、川に対する市民のニーズは何か。五つ目、屋台村をつくろう。六つ目、経済、時代認識よりして、チェリークア・パークはゆっくりでいい。沼川が先だ。その方が市民に、市の発展に役に立つ。七つ目、県の方針を活用し、金のかからないこと。

等々、討論の結果を踏まえ、大勢の市民を代表して、通告番号 1 番、(仮称) 駅前沼川公園整備について。一つ、「水の駅」設置について。二つ、沼川、水の浄化対策について。三つ、個人寄贈による桜並木植樹について。すだれ柳桜を採用。四つ目、足裏つばを刺激する石畳健康増進散策道路設置について。

通告番号 2 番、市の行事における県民の歌「最上川」斉唱採用について。二つ目、学校教育における県民の歌「最上川」斉唱指導採用について。御質問、御提言申し上げ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

去る 1 月 21 日、最上川水系河川整備、大臣管理区間、知事管理区間、共通の 3 区間について、国土交通省東北地方整備局山形工事事務所寒河江出張所、西村山西庁舎次長、河川課長等々の皆様より、各区間における具体的な河川整備原案が提示され、関係地域住民の意見を聞く公聴会が開催されたことは、皆様も御存じのとおりであります。

この背景、経緯を見ますと、近年、身近な自然が感じられる空間として、川を地域づくりに活かそうとする機運が急速に高まり、よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民と行政が、川は共益共有の公共財産という共通認識のもと、平成 9 年 6 月、河川法の改正を行い、治水、利水、環境の総合的な河川制度の整備のもと、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が取り入れられ、平成 10 年 9 月 11 日、改めて経済社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について諮問が諮られ、平成 11 年 8 月 5 日に答申なされております。いわゆる河川管理は国と地方の役割分担であります。

基本方針として、一つ、国は国土保全上または国民経済上、特に重要なものに限って管理するという原則のもとで、経済社会の変革に的確に対応した河川管理を行うため、定期的に 1 級水系や直轄管理区間の見直しを行うこととする。

二つ目、個性豊かな自立型地域社会の形成を進めるため、国と地方の管理区分の見直しにとどまらず、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参画が不可欠、このため 1 級河川の直轄管理区間、同知事管理区間及び 2 級河川を通じて、河川空間利用における市町村の参画や、市町村河川工事の拡充など、地方公共団体、市民、NPO 等の参画の推進を図ることとする。

この基本方針に基づいて、さらに細分化の答申があり、一つ、1 級水系指定等の考え方及び基準、二つ目、河川管理への市町村参画の拡充方策について、三つ目、市民団体等との連携方策のあり方についてであります。

1、2 について当市に関係の大きいのは、1 級河川の直轄区間で、市町村長が河川工事を行えるようにするという平成 12 年 4 月の河川法の一部改正であります。

三つ目の市民団体等との連携方策のあり方について、平成 11 年 11 月 17 日、建設省河川局河川計画課河川企画係長本田氏より調査依頼があり、寒河江川清流維持対策連絡協議会として回答要望を提出したところであります。

全国からの要望の要点を申し上げますと、川や水の活動団体が全国で 4,818 団体、要望、実態等の報告回答した団体が 3,825 団体、回答率 79.4%。山形県はと見ると、241 団体で回答 68 団体、回答率 28%であります。寒河江市では 7 団体かなと思っているところであります。

回答団体 3,818 団体の活動要望上位 4 項目は、1 位が、川の水質保全や清流などの環境保全美化運動で 1,058 団体で 27.7%、2 位が、動植物の観察調査保全などの自然生態調査保全活動で 500 団体の 13.1%、3 位が、川に親しみ、遊び、学ぶための川の学習活動で 478 団体の 12.5%、4 位が、活動の交流連携と川や水問題解決への市民参画を促進する流域連帯活動で 320 団体 8.4%であります。1 位から 4 位までの団体は 2,036 団体の 53.3%であります。

このように、川や水に和む心、豊かさを感じる人の絶対条件は、清流、すなわちきれいな水であります。きれいな水の中で泳いでいる魚、生殖している植物、魚とり、釣りのできる川を、自然を復活させ、子供に、子孫に残してやりたい、そんな環境をつくり、自然体験学習を通して、子供に生きる力を与えてやりたい。そのためには、地域住民が一体となって、みんなで一緒にやっていきたいという国民ニーズのあらわれだと、強く感じているところであります。

全国的調査により、河川に対する国民ニーズの実態が明らかにされたが、市民団体と行政の立場は違っても、実態の中で明らかになった第 1 位だけを申し上げますと、地域住民、市民団体は、きれいな水の流れる川にしたいが、金がない。一方、行政側の第 1 位は、住民ニーズの認識不足であります。

旧建設省河川局も大きく変わったなと思うと同時に、国民のニーズの変化でもあり、人間の心の豊かさを自然に求め、身近にある自然の河川に、小川に求める時代の変化でもあると思っているところであります。

この国民のニーズの変革を的確にとらえ、平成 8 年には、当市でも完成間近い、幸生猿山沢の水辺の楽校を創設され、平成 9 年 6 月の河川法改正から地域住民と一体となった 21 世紀の川づくりの今日、すべて当時建設省河川局局長尾田さんより始まっており、物事は人物だなと感心しているところであります。

尾田氏は、先々月、寒河江ダムにおいでになり、最上川 21 世紀の川づくりについて熱心に聞いていかれたとのことであります。

背景における第 2 点は、平成 13 年 4 月の小泉首相の誕生であります。小泉首相の私的懇談会でもある 21 世紀の環の国づくりが提言した、開発などで失われた自然を取り戻す自然再生型の公共事業を提唱した 5 項目、地球、環境と経済、物質循環、生態系、人と人とであります。

河川では洪水を防ぐ、河川改修では、護岸を固めて流れを一直線にするのではなく、多様な生物が生息できる自然な蛇行の流れに復元を図る、自然との共生であります。

これに基づき、国土交通省は、河川流域で河川と下水道事業を別々に進めていたのを一体的に行う、河川・下水道の総合計画を平成 14 年度より策定すると発表しているところであります。

これに対応すべく、平成 13 年 12 月 16 日、財務省は、2002 年度予算から、公共事業費の用途を定める新しい費目として、都市水環境を創設すると発表しております。公共事業費の硬直化、公共事業費の 10%カットなど、批判対策とも推測されますが、決算書上において新しい項目の創設は素晴らしいことだと思っているところであります。

都市水環境の中で、河川関係では、直線化した河川を蛇行させてもとの姿に戻す自然再生事業のほか、堤防を石積みにして生物の生息環境を改善する多自然型の川づくりや、下水道では、処理済みの下水を使ったせらぎの復活や、下水道を使った光ファイバー網の整備など、必要な事業費を盛り込む方針と、財務省は発表しております。

このように、国としての大きな動きの中で、大臣管理区間の最上川、21世紀の川づくりであり、知事管理区間の1級河川最上川水系、村山地域の川づくりであり、共通の河川整備計画原案に対する地域住民の要望、公聴会となったと理解しているところであります。

同時に、意見聴取も求められており、寒河江川清流維持対策連絡協議会として、意見要望書を提出したところであります。

国の方針は理解できるとして、なぜ東北地方でただ1カ所の山形県の最上川水系だけなのでしょう。

その理由は、日本銀行山形出張所所長宮坂不二生氏の山形県の経済と将来の展望、今後10年間の勝負として提言なされた、最上川を軸とした3E政策によるところが非常に大きいし、そのものだとして理解している一人であります。

3E政策とは、経済・産業・振興のエコノミーであり、自然環境の保護と共存のエコロジーであり、愛県心を育む教育のエデュケーションであります。

この提言の骨格の第1点目は、山形県の経済構造変化と対応策であり、第2点目は、国の政策変化の対応策であり、第3点目は、県としての問題解決策よりなっていると理解しております。

第1点の経済構造変化は、今や山形県は農業県ではなく、電気機械を中心とした工業県となっていることであります。電気機械産業は県内の製造品出荷額の44%を占める全国トップまで成長してきております。

このような大きな変化であります。景気がよくなるも日本の半年後、悪くなるのも半年後から、国との景況変化は2カ月差となり、平成11年2月対比では3カ月早く不況より脱出している状況であります。

端的な表現をすれば、ジャンボジェット機の後輪だった山形県は、今や日本経済の先頭にいるジャンボジェット機のパイロットと言われるゆえんであります。

このことは、為替相場の変化と直結する経済状況に置かれており、円安、円高に振り回され、先年のアジア危機やロシア危機に振り回されたことは記憶に新しいところであります。

と同時に、グローバルな産業は、進出企業の撤退、海外への生産移転などにより、雇用リスクの増大であります。

第2点目は、国の政策変化であります。グローバルなポータレス経済社会における日本としての政策、地方分権一括法の施行であります。

地方分権、地方の主体性は強まるとしても、地方分権の進展とは、裏を返せば、財政も含めて地方が自立し、自己責任原則の貫徹を求められることであり、今後、山形県も全国都道府県と生き残りをかけ、競争を余儀なくされることであり、地方自治体も同じであります。当市も当然として同じであります。

第3点目は、県としての問題点であります。

都道府県との競争が求められる時代、県全体を見るとき、歴史的背景、気候風土、産業構造の違いもあり、県民性を考えるとき、置賜、村山、最上、庄内の4地域に代表されるように、地域間では、目に見えない文化や経済の壁があるのも事実であります。

山形県として、全国に打って出て競争に勝つには、山形県は一つというまとまり感がいずれにしても必要不可欠であります。

県内4地域をくまなく流れ、源流から河口まで1県1川という恵まれた母なる川、最上川があります。県民統一シンボルとしては最高であります。

平成12年、山形県として、21世紀の幕開けに本県の母なる川を、豊かな自然、文化の象徴とし、その清流化に県民一丸で取り組もうという県の最上川シンボル推進事業がスタートしているのは、皆様も御存じのとおりであります。

東北地方でただ一つ、どこよりも早く、母なる川、最上川が取り上げられたのは、国策としての河川法改正、山形県のシンボル推進事業、宮坂所長の提言があったからこそと理解しているところであります。

山形県を一つの企業として判断する場合、私事で恐縮ではありますが、銀行の支店長時代、絶対にしてならないこと、シェア 30%以上の取引先を持たないことであります。これよりしますと、製造品出荷額の電気機械産業の 44%は問題だと思っているところであります。

宮坂所長さんの提言は、分散型であり、しかも山形県として、すぐにできること、過去の不況においても、一番安定しているデータに基づき、豊富な県内農産物に付加価値をつけるとともに、農業の再生を図る政策としての食料品製造業への育成であり、最上川を県の統一シンボルとして、観光産業の振興であります。

県の経済振興安定を図る三本柱として、電気機械産業、食料品製造業、観光産業へのエコノミーであります。

エコロジーについては、最上川の清流化を目標とし、自然環境の保護を観光産業の資源とすべく提言されているところであります。

エデュケーションについては、県全体としてスタートした最上川シンボルライン推進事業に合わせ、県の未来を担う若者が、美しく豊かな県土づくりに、魅力や誇りを感じるように、小学校などの初等教育より、県民の歌である「最上川」を音楽教育に取り入れ、日ごろから親しむことにより、最上川を愛する心、自然を大切に作る心、ひいては山形県を愛し、山形県を誇りに思う心を育むべきではないかとの提言であり、私もそのとおりだと思っているところであります。

県の動向はわかったとして、寒河江市はどうなっているのか。寒河江市の経済産業構造の動向を平成元年対平成 10 年対比で分析してみますと、工業製造品出荷額は、平成元年では 823 億 4,174 万円、平成 10 年では 1,224 億 5,447 万円で増加率 148.7%であり、元年におけるシェアは 52.4%、平成 10 年時におけるシェアは 56.9%で、 4.5%のシェア増加を見ております。

一方、農業粗生産額は、平成元年では 104 億 3,700 万円で、平成 10 年では 99 億 7,000 万円で、増加率 99.5%、元年のシェア 6.6%が平成 10 年では 4.6%と、 2%のシェアダウンであります。

商品販売額は、昭和 63 年では 645 億 1,072 万円が、平成 9 年では 828 億 1,606 万円で、増加率 128.4%であり、元年でのシェアは 41.0%が平成 10 年では 38.5%と、 2.5%のシェアダウンであります。

このように当市も、農業都市から商業都市へ、そして商業都市から工業都市型へ、大きく変化してきていることであります。

一方、財政上より市税収入を分析しますと、平成元年の 35 億 2,956 万 7,000 円が、平成 10 年では 49 億 7,907 万 7,000 円で、 141%の大幅増加率であります。

当市における全経済産業の元年対平成 10 年の増加率は 136.8%の増加率であり、上回ること 4.2%であります。

税収の増加だけでなく、雇用の面でも大きく貢献してきている市長の政策に対し、心から敬意を表すものであります。

当市を企業の一つとして、安全性より、工業、農業、商業を金額における単純シェアを分析しますと、工業製造品でトップは輸送機械器具で 16.9%のシェアであり、第 2 位は食料品の 16%であります。農業でトップは果実の 46.3%であり、第 2 位は米で 21.3%であります。商業では、卸売を除き分析しますと、第 1 位は飲食物品小売で 20.9%、第 2 位は自動車、自転車小売で 14%となっております。

結果より企業の判断をすれば、果実の 46.3%は問題だと思われれます。果樹の収穫量よりさくらんぼの比率を見ると、 2,470 トンの 28.2%となっており、さくらんぼ販売実態を推測すれば、かなりのシェアになると推測しているところであります。

当市のさらなる発展を考えると、県と同様に、豊富な農産物を直接販売するのではなく、食料品製造業と提携し、付加価値をつけるとともに、農業の再生を図る政策支援を図るべきと思うところであります。

そして今、当市において何よりも優先して行うべきは、観光産業の振興だと思っております。

国の政策としての最上川の水の浄化、県の政策としての水の浄化と 1 級河川の河川整備、当市の沼川も駅前

を中心にふるさと川づくりとして計画されております。南北一体の道路完成、駅舎の完成、そして駅前も日々美しく整備されてきております。国、県、市と一体となっているこの千載一遇の今日、沼川の水の浄化を図るべきと思う一人であります。

グラウンドワークによる浄化も行われておりますが、沼川程度なら、そだ沈床、木工沈床と設置すれば簡単ですとのプロの意見もあります。要するに、水量分だけ入るくぼみを何力所かつくればよいという結論であります。

そだ・木工沈床をつくれば、水の浄化と魚の巣となり、魚の産卵場所となるものであり、沼川が魚の泳ぐきれいな水の川となれば、何よりも観光資源となると思う一人であります。

大勢の市民から要望されることは、市の「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」、花と緑はわかるが、「せせらぎ」はどこにあるのか、汚い水の流れているのをせせらぎと言うのか、きれいな水が流れるせせらぎなら、せせらぎと言えるが、どこにもないではないかと、怒気を含めての要望であります。

皆様もよく御存じの湯布院、温泉ときれいな川に藻が茂って、魚がたくさん泳いでいる。ただきれいな水が流れ、魚が泳いでいるだけで、何であれほどの観光客が来ているのだろうか。先日の新聞に、年間における余りにも多い観光客で、行政では困り果て、いかにしたら観光客を減らせるかの対策会議を開いているとのこと。

きれいな水の川こそ、当市の最大の観光資源になると信じる一人であります。4万4,000人の市民に聞いたら、100%の人が声を大にして賛同するものと信じているところであります。

当市は、花と緑の環境づくりにおける国際コンペにおいて銀賞という輝かしい受賞をしておりますが、世界銀行環境担当総裁は、21世紀は水の世紀として、20世紀の戦争が石油をめぐる戦われたとすれば、21世紀の戦争は水をめぐって戦われようと、今やWWC会議すなわち世界水会議が創設されている世界的な動きであります。きれいな水、きれいな川こそが21世紀における観光資源であると信じる一人であります。

(仮称)駅前沼川公園に、「水の駅」の看板を設置し、水の駅にふさわしいきれいな水の流れる川とし、そこにはあらゆる魚が泳いでいる、子供たちは釣りをし、魚とりをやっている、両岸には寄贈した個人名プレートがついている桜並木があり、この桜はおれのものだと思えるじいちゃん、ばあちゃん、自分の桜の木の下で花見している一家族親族、考えただけでも夢があるのではないのでしょうか。

今、幼稚園、小学校や歩くプール、温泉などにおいて急激な人気が出て採用されている玉石敷の健康散策道路を両岸につくったら、市民にも喜ばれることだろうし、観光の目玉にもなると思っているところであります。

県民の歌「最上川」については、最上川の清流化は、国としての政策、県としての政策であり、当市の方針とも合致するところであり、どの自治体より早く採用すべきと思うところであります。市長並びに教育委員長長の御見解をお伺いいたします。第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 駅前沼川公園整備についての御質問、御提言がございました。川にかかる議員のお気持ちに感謝を申し上げ、敬意を払いたいと思っております。

駅前中心市街地整備事業につきましては、21 世紀の新しい顔として、にぎわいと魅力ある美しい品格を備えたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業、街並みまちづくり総合支援事業などの事業を導入いたしまして、各種委員会や地元関係者の方と話し合いながら、地元と一体となって進めてきております。

その中で、沼川は、駅前中心市街地整備事業によって、新たに形成される街並みや、公共施設との調和と機能の一体性を図りながら、丑町橋から沼川橋までの約 500 メートルについて、ふるさとの川整備事業によって、潤い親水空間として県が整備を進めているところでございます。

そういう中で、「水の駅」設置というような御提言がございました。

平成 8 年 3 月に、議員から寒河江川に関連した質問があり、その中で、「道の駅」に対して「川の駅」ということがあったかと思えます。

駅となれば、つながり、線としての位置づけの中で、休憩、案内情報などの機能を持った施設になるのではないかと思います。

このことから、少なくとも、市内にある水辺としての二ノ堰、沼川、寒河江城址、寒河江川、最上川とのつながり、広がりの中で考えていかなければならないのではないかと思います。

沼川の新橋のところにみどり公園、せせらぎ公園の整備を計画しておりますが、沼川の水辺と調和した中で、子供や高齢者を初め、多くの皆さんが遊んだり、休んだり、憩いの場になるような機能を持った公園にしていきたいと考えておりますし、下流の南町公園についても、沼川と一体となった整備を計画しております。

寒河江のまちなか観光として「小さな旅」があり、そのルート、ネットワークの中における位置づけや、駅というネーミングを含め、これから検討してまいりたいと思っております。

次に、浄化対策でございます。

沼川の浄化対策としまして、川底にそだ沈床や木工沈床を設置してはどうかという御質問でございますが、沼川整備に当たっては、片側を緩やかな護岸勾配とすることより、排水路のような印象を和らげ、明るい空間を生み出し、護岸はなるべく空石張りや土で覆い、川底はコンクリート張りではなく土とするなど、河川という機能とあわせ、植物や魚が生育できる環境をつくる計画となっております。

この事業の中で、議員がお考えのそだ沈床や木工沈床を設置することは不可能ではありませんが、これを実施した場合、沈床の目詰まりや、上に堆積した土砂等の排除をどのようにするかという維持管理上の新たな課題が生ずることが考えられます。

沼川の水質浄化につきましては、昨年 10 月に鯉瀬橋下流付近に、寒河江グラウンドワーク研究会が炭を主体とした装置を試験的に設置し、その効果を調査している段階にあり、この調査結果も踏まえ、また他の工法も考えあわせながら、沼川に合った効果的な浄化方法を行う必要があるのではないかと考えております。

次に、桜並木植樹、個人寄贈による植樹についてでございますが、両岸への個人寄贈による桜並木の植樹につきましては、沼川の整備によって、川の両側に 3 メートルの管理用道路ができます。左岸いわゆる北側は、管理用道路にさらに区画整理事業と街なみ環境整備事業で 2 メートルの緑道を確保します。したがって、5 メートルとなります。

このような状況の中で、右岸、駅側の方ですが、駅側には安全柵、歩道灯が設置になりますので、実質復員

2.5メートルとなり、県との協議で、樹木の植栽は堤体に影響を与えるので、植栽は困難となっており、プランター、花壇による景観形成を進めております。

また、左岸につきましては、5メートルあり、植栽は計画しておりますが、中心市街地で店舗等の建物が連立しており、高木は難しいとのことから、街路樹も中木を植栽することとしております。

このことから、桜の木は成長も早く、高木になることから、並木としては難しいのではないかと考えており、左岸側にポイント的な植栽の可能性について、樹種も含めて検討してまいりたいと考えております。

それから、足裏つぼを刺激するところの石畳健康増進散策道路設置についてでございますが、散策道路としては、管理用道路を活用することになるわけでありますが、今申し上げましたように、丑町橋から新橋までの間は飲食ゾーンとなっており、このゾーンは駅前地区全体との調和、整合性を図った整備計画、いわゆるふるさとの顔づくり、街並みまちづくり事業計画により進めてきているところでございます。

今申し上げましたように、みどり公園、せせらぎ公園、さらにはこの二つの公園からの下流部における管理用道路の中での設置が可能かどうかについて、車いす利用の方との関連など、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、市の行事におけるところの県民の歌「最上川」斉唱採用についてでございます。

山形県民の歌「最上川」は、昭和天皇が東宮であられた大正14年に山形県に行啓され、翌大正15年の歌会始において、御製最上川としてお詠みになられたものに、昭和5年、山形県の依頼で東京音楽学校の島崎赤太郎教授が作曲し、以来、県民に親しまれてきたものを、昭和57年3月31日に県民の歌として制定されたものでございます。

最上川は、昔から農業用水や交通路として利用され、今でも我々の暮らしとの結びつきが強いため、山形県の母なる川と呼ばれております。その雄大な流れと、山形県の豊かな自然を詠った県民の歌「最上川」は、現在も広く県民に親しまれ愛唱されており、県が主催する行事において、機会をとらえ斉唱していると聞いております。

県民の歌「最上川」は、寒河江市のまちづくりのコンセプトでありますところの「花・緑・せせらぎ」に合致し、また郷土を愛する心を育むために意義のあるものと認識しているところでございます。

本市の行事におきましては、平成4年に行いました名誉市民故安孫子藤吉前知事の山形県・寒河江市合同葬において演奏した経緯がございます。

現在は、毎年6月に開催するさくらんぼの日の記念式典において、さくらんぼ市旗掲揚の際、吹奏楽団の演奏に合わせ斉唱しており、ことし、最上川ふるさと総合公園で開催されます全国都市緑化やまがたフェアの中心的行事である全国都市緑化祭の開会式典においても、自然讃歌として採用することにしておりますし、今後、市民新春祝賀会での演奏などについても検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学校教育における県民の歌「最上川」斉唱指導採用について、お答えいたします。

県民の歌「最上川」が生まれた背景については、先ほどの答弁のとおりであります。雄大な流れは広く県内を潤し、豊かな恵みをもたらすとともに、その風景は山形県人の心のふるさとであります。このような最上川を、叙情豊かに歌い上げた県民の歌「最上川」は、ぜひ歌い継いでいきたい名曲の一つであると思います。

さて、小学校の学習指導要領の音楽編では、全国共通に歌うべき歌唱教材のほかに、長い間親しまれてきた唱歌や、それぞれの地方に伝承されている民謡、わらべ歌なども取り上げるようになっております。

また、中学校では、地域や学校の実態を生かした多様な音楽活動が展開されることを期待するとともに、これまで歌い継がれ親しまれてきた我が国の歌を取り上げるようになっております。

以上のことから、県民の歌としての「最上川」を歌うことは、学習指導としても意義があり、各学校で購入している歌集教材にも掲載されております。

ちなみに、市内小学校の中には、中学年の社会科の地域学習の関連で、県民の歌を紹介し、遠足のときにバスの車窓から最上川を見ながら歌った学校や、朝の時間に各学級や全校で歌い、3・4年生が市の交換音楽会で発表した学校もあります。

ほかにも、歌集教材を使い、一部の学年や学級で歌い、来年度は全校で歌うことを考えている学校もございます。

現状としては、音楽科の授業時間数が削減された中で、優先して学習すべき曲があること、あるいは県民の歌を歌うにふさわしい場面が余り多くないことなどから、年間指導計画に位置づけるまでには至っていないようであります。

国際化が進む中で、外国の文化になれ親しむとともに、我が国や郷土の文化を尊重し、よさを味わうことは一層重要であります。機会に応じて、県民の歌にも親しむよう配慮してまいりたいと考えております。以上です。

佐藤 清議長 9 番伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 要領よく御回答いただきまして、大変ありがとうございました。

多分、検討するということだろうなというふうに、はなから思っておりました。

今、日本ではドッグイヤーというふうに言われております。いわゆる変化が物すごく速い、今の小泉総理してもしかりであります。従来でしたら、小泉総理は独身者です、離婚者です、バツイチです。あの方が総理大臣になるような世の中の変化なんです。

ですから、寒河江市の今後を考えたときに、もう少し発想の転換を行政の皆さんにしてもらわなければならないのではないかというようなことで、市長と教育委員長から御回答いただきましたけれども、優秀な課長さん方が多分原稿いろいろしたんだろうと思いますけれども、もう一段の御勉強のほどをお願いしておきたいなというふうに思っています。

川についてなんですが、1 月で寒河江市の村山地区の公聴会が終わりました。2 月 26 日には流域委員会も終わっております。この 3 月までで、市長との最終的な河川に対する要望事項を寒河江市長としてどう考えているかということのまとめが 3 月いっぱい終わって、4 月から具体的になるというふうに聞いております。

そんなことで、今、市長から答弁、沼川についてはいろいろいただきましたけれども、考えがちょっと違うのではないかなと。そだとか木工すると、ごみがたまったらどうするのかなんか言ってましたけれども、例えば工業団地にあるため池の水を一時、人工洪水を起こしてもいいんじゃないですか。そんなことはやる気だったら幾らでもできるわけですから。

今、二ノ堰親水に秒速 15 トン流しているわけですね。それが二つに分かれて 7 トンになっている。それを 15 トン流せば、春 1 回水を流せばきれいに流れる。ごみは流れる。そんなことは簡単にできることだろうというふうに思っています。発想が違うのではないかなと。

今やアメリカではダムを、いわゆる世界の公園のダムを決壊させて実験しておりますね。人工的にダムを爆破させて、自然に戻すというやり方なんです。日本のダムは、日本だけなんです、川を全部とめているダムは。よその国はどこでもないんです。日本だけなんです、全部とめてるダムというのは。

ヨーロッパなどは、ダムはなぜ必要なのか、水を取水するために必要なんです。だから、ダムを半分とめればいいんです、半分水を。そうしたら取水できるわけです。日本だけです、川全体をとめているダムは。

そんなことで見ますと、東北で最上川、どのくらい水質がいいのか悪いのかになってきますと、いわゆる BOD、生物化学的酸素要求量と言いますけれども、これは最上川は 9 番目です。ダムではどうだろう、東北全体にあるダムの中で、寒河江ダムは 10 番目なんです。

だから、寒河江川は、市長もきょうおっしゃっておったようですけども、寒河江川をきれいにしようと。しかし相当かかっている。でも、よその県では、寒河江川程度のものをやっています、そだで。やる気があれば、できるということなんです。

だから、寒河江川がきれいになるわけないです。ダムの中で 10 番目なんですから、水質は。支川でいいのはどこか、山形県で。東北地方で一番いいのが、5 番目で鮭川です。悪い方では、須川で 4 番目です。したがって、寒河江の沼川も寒河江川も全然入っておりません。きれいな方にも入っていない。多分沼川は悪い方に入っているんだろうと思います。

私の常識では、川の上流は水質はいいんだというふうに思っておりました。ところが全く逆なんです。

この間、工事事務所の出張所から資料をいただいていた見ましたら、米沢の新田橋、高島の糠野目橋、南陽の幸来橋、これはちょうど南陽と長井との境になる橋なんですけれども、これが 1.5 ミリグラムで、ここは同じなんです、悪いんです。

長井に入ってきますと、長井橋で 1.3、それからよくなってきて、その長崎橋 1.2 なんです。

今度、谷地橋の方に行きますと 1.3 というふうに悪くなっている。碁点橋は 1.4。最上川で一番水質のいいのが、酒田の両羽橋で 0.8 ミリです。といいますのは、この碁点橋まで悪くなるのは、そこに住んでいるのはやっぱり山形市、一番悪いのは須川、山形市、向こうから天童、東根、神町、村山、こちらでは寒河江、谷地、この住んでいる人口、我々が水を濁している、水質を悪くしているという結果として、寒河江川の水量を入れても、なおかつ碁点橋までは悪くなっている。その先から逆によくなっている。

だとすれば、市長が 3 月末、今月いっぱい、これからの河川最上川をきれいにするための県統一のものとして、支川として沼川をどうするか、寒河江川をどうするかというのを、最終打ち合わせがあるはずですので、その辺も十二分に考えていただきたいなというふうに思っております。

そんな形で、何かもう少し、川というものに対する考え方が、先ほども 1 問でちょっと申し上げておりましたけれども、我々は川の水をきれいにしたいんだと、しかし金がない。できるだけはしたいけれども、金がない。では、行政側は何かと言ったら、そういう住民のニーズを理解していないのが第 1 位ですと、先ほど申し上げておたはずです。その辺をもう少しお願いしたいなというふうに思っています。

最後に市長に、市長も三泉出身だから、寒河江川で泳いだこともあるし、多分、川は好きなんだろうと思いますけれども、世界的な作曲家喜多郎氏がアメリカで作曲活動して有名になっておりますけれども、その方が日本に戻ってきまして、長良川の上流に住居を構えて、長良川に 1 年間、冬から 1 年間を通して長良川をくまなく上流から下流までして、「水に祈りて」という曲をつくりました。私も聞きました。すばらしい音楽でありました。ぜひ市長にその音楽を聞いていただいて、今後の水の浄化に対する行動を改めてやっていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、検討するということですので、期待をして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 寒河江市といたしましては、花、緑にこだわり、せせらぎに彩るまちづくりというものをキャッチフレーズにしておるわけでございまして、せせらぎ宣言までつくっておるわけでございまして、いわゆるせせらぎ、あるいは川、水に対するところの意識づけ、あるいはまちづくりに対するところの気持ちというものは、これはどこにも、だれにも劣らないつもりでおるわけでございます。

そういう中で、花、緑はもちろんですけれども、議員がおっしゃるような川あるいは水を通しての観光産業という分野につきましても、徐々にその効果というものがあらわれてきているんじゃないかと、このように思っておりますし、グラウンドワーク等々の活動によりまして、大変市民の水に対する、川に対するところの意識というものも変わってきておるか、このように思っております。

こういう取り組みの中で、いわゆる川を美しくする、あるいは水を浄化するということは、自分の、市民の心も美しくする、浄化するという気持ちに変わってきているだろうと、このように思っておるわけでございまして、なお一層、せせらぎのまちづくりに取り組まなくてはならないと思っているわけでございます。

昔はこういう大きい川にしましても、小さい川にしましても、自然の流れあるいは洪水等によりまして、泥とか水あかというものが一挙に流されてきたと。それと同時に、河川の流れ、あるいは川底、河床というものが変化してきたということは思い出されるわけでございます。

今はそういうことよりも、どうも国なり県なりの考え方というのは、洪水を危険視する、あるいはそれを恐れるというような考え方になって、どこかそれを防ぎとめるというような方向に、河川管理というものの考え方が変わってきておるようですけれども、またまたでもそれだけじゃなくて、見直しをかけておるというような方向にあるわけでございます。

それにつきましては、河川の浄化、川をきれいにするというようなことは、非常に下水道の整備なり、あるいは市民意識の涵養というようなことと相まって、これをやっていかななくてはならないと、こういうものでございます。

そういう中で、沼川も大変きれいになりましたけれども、まだまだと思っておりますけれども、先ほど申し上げました沼川のふるさとの川整備と、そういうようなものを通じまして、見違えるような沼川にしたいと思っておりますし、なお一層の御協力を各般にお願いしなくてはならないという状況にあるかと思えます。以上でございます。

## 石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 3 番、4 番、5 番について、4 番石川忠義議員。

〔4 番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の会員として、以下の質問をくださいました市民を代表し、通告番号に従って、順次質問させていただきますので、市長の御答弁をお願いいたします。

今、日本は未曾有の構造的な不況に見舞われ、国民生活も大変な状況下にあります。また同時に、通貨の量が減少し、需要が供給を下回る際に起こる物価の下落、不況、失業の増加、通貨の収縮などの状況が進行して起きる、いわゆるデフレスパイラルに落ちつつあると言われて久しい感がいたします。

この大事なときに、中央政界に目を向けますと、田中元外務大臣の更迭に始まった外務省問題が大きく政界を揺るがしております。

また、業際都市開発研究所に端を発した汚職問題は、ついに徳島県知事逮捕で、今後どこまで発展するのか、想像もつかなくなりました。私は、多少なりとも政治に身を置く者として、襟を正し、市民の負託にこたえるべく、職に徹するべきと身を引き締めて、本日の質問に立たせていただいております。

さて、平成 14 年度の予算審議に入っているわけですが、その中身を精査しますと、おおむねよい予算だと思っております。

一般会計収入において、平成 13 年度当初予算と比較して 0.7%、1 億円の減であります。減額となった主な原因は、地域総合整備貸付金の減額であります。それを除いて比較すると、4.1%の伸びであり、地方交付税の減額にもかかわらず、収入状況を見ると、これまでの市政の成果が潤沢に執行しており、佐藤市長によるこれまでの行政が正しかったことと敬意を表するものであります。

また、支出面では、土木費等が減額になりましたが、民生費と教育費が伸びたことは、苦しい財政の中で、うまく予算を配分した苦慮があらわれておりますし、市民の立場に立った予算と確信しております。

中でも、障害児に対する配慮があり、障害児児童通学支援事業が新規に予算化され、朝の通学時だけでもスクールバスのようなことが実現したこと、また学校内に学童保育の施設を開放してくれたことは、子を持つ親にとっては大変喜ばしいことであります。

それでは、まず通告番号 3 番、寒河江市市民歌制定についてお伺いいたします。

本市においては、昭和 52 年に制定された寒河江市市民さくらんぼ憲章があります。会議、集会等には、一番初めに全員で唱和することで、和やかな気持ちになり、心を和ませてくれます。

県内 44 市町村の中で、これほど親しみのある憲章はほかに類を見ないものと、私ばかりでなく多数の市民の方々も感じておられます。今、「日本一のさくらんぼの里さがえ」、「花・緑・せせらぎで彩られた寒河江」をつくった原点が、このさくらんぼ憲章なのではないでしょうか。

また、本市には、寒河江小唄、寒河江音頭、さくらんぼ囃子と、本市を代表する歌があります。

特に、さくらんぼ囃子は、昭和 51 年に発表されて以来、地区の婦人会、寒河江市連合婦人会の運動会では必ず踊りますし、何といてもメーンは毎年 6 月の第 3 土曜日に行いますさくらんぼ囃子パレードであります。例年、さくらんぼ祭りの一大イベントの一つとして盛大になっており、本市を P R するのに大きく貢献してまいりました。

ことは、全国都市緑化やまがたフェアが 6 月 15 日から始まりますので、観衆も大変な数になるだろうし、大きなさくらんぼ囃子パレードになることと思います。

私ども市会議員団も、全国から来寒してくださる観光客のためにも、猛特訓をして、すばらしいさくらんぼ

囃子の踊りを披露したいものであります。いかがなものでございましょうか。

さて、現在、県内 13 市ありますが、市民歌を制定しているのが 10 市に上っております。たびたび市民の方より、どうして寒河江市に市民歌がないのかと聞かれます。現在、市民歌を制定していない市は、酒田市、上山市と本市の 3 市であります。

酒田市では現在制定の話はないそうであります。10 市のうちで最も早く制定したのが新庄市でありまして、昭和 24 年 5 月であります。最も新しいものが尾花沢市の平成 11 年の制定でありまして、「夢を語ろう」というものだそうであります。制定のきっかけは市制施行を記念してとか、市庁舎落成を記念してとかの制定が多いようであります。

それぞれお聞きしますと、祝賀式、セレモニー、成人式、小中学校の卒業式等、さまざまなところで歌われております。また、お昼休み終了 5 分前、庁舎内に流すとか、天童市ではいろんな会議の前に市民憲章と天童市民歌を歌っているそうであります。

私は、本市でも、2004 年、平成 16 年に市制施行 50 周年を迎えますが、それを記念して、本市でも寒河江市市民歌を制定してはいかがなものでしょうか。

例えば、詞は寒河江市民または全国から応募するとか、作曲は著名な作曲家に依頼するとか、いろいろあると思います。小学生から中学生、また全市民が口ずさむことができる市民歌ができれば、本市のイメージもまた一つ大きく成長するものと思います。

また、本市出身の在京の方とか、遠く離れて暮らしている方々がたくさんおります。いつまでも本市のことを忘れず、誇りに思ってもらうためにも、大変よいことと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号 4 番、本市の公共下水道整備についてお伺いいたします。

懸案だった（仮称）寒河江下釜・西根木の下土地区画整理事業計画も、昨年 12 月の世話人会発足を契機に会議を重ねた結果、2 月 4 日に寒河江市木の下土地区画整理事業世話人会が組合設立に向けて発足いたしました。

地区座談会も回を重ねまして、2 月 20 日より始まり、3 月 6 日まで一巡いたします。地権者の理解と協力を得るため日夜努力して下さる担当職員と関係者に対し、心より深甚なる敬意をあらわし、一日も早い組合設立を願うものであります。

このことは、落衣島線、通称内回りバイパスの開通を目指した都市計画道路の一端であります。まずこの区画整理事業を一刻も早く完成させ、早期に内回りバイパスを全線開通させることが本市全体の活性化に大きな影響を与えるものであります。

そこで、これに関連した公共下水道整備についてお伺いいたします。

本市の公共下水道は、供用開始が昭和 58 年度から始まり、18 年が経過いたしました。

下水道は、公共用水域の水質保全と快適な文化的な生活を送る上で欠くことのできない施設であり、また一度使用した汚水をよみがえらせ、環境を守る大切な役割を持っております。市民の意識も年ごとに高まっております。

平成 5 年寒河江市環境美化基本方針に基づき、全市下水道計画として、平成 8 年に寒河江市生活排水処理施設整備計画が策定されました。また、これまで 4 回の下水道法事業許可変更を行い、区域の拡大を図り、積極的に整備を推進しております。

また平成 9 年には、周辺集落の下水道整備の一環として、三泉地区の特定環境保全公共下水道事業認可により、平成 10 年から本格工事に着手、平成 13 年 5 月 1 日より 54 戸の家庭や事業所で供用開始になりました。大変喜ばしいことであります。

また、平成 12 年度からは、補完策として、合併処理浄化槽設置補助金交付制度も発足いたしました。

本市の下水道整備計画は、全市下水道計画にありますように、大別すると 4 地域に分けられております。そ

の整備終了の目標年度は諸事情により難しいことと思いますが、下水道整備計画区域内のうち整備が後年になる地域については、おおよそのめどは立たないものなのでしょうか。

市政運営の中には、平成 14 年度中に下水道事業計画の変更許可申請を行い、計画的、効率的に下水道事業を推進するとあります。市長の御所見をお伺いいたします。

さて、西根地区の下河原、宝地区においては、平場地区でありながら、下水道の着工予定は未定であります。この両地区の下水道整備をどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

また、これと関連して、前半申し上げましたように、今後、隣接する木の下土地区画整理事業が予定どおり推移しますと、実施計画では平成 20 年の完成予定ですが、地域住民の関心の高いことから、また木の下土地区画整理事業の組合設立の準備がなされている状況から、もっと促進させる手だてがあるかどうか、また区画整理との関連で下水道はどうなるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号 5 番、第 19 回全国都市緑化やまがたフェアについてお伺いいたします。

県民及び寒河江市民が待望しておりました第 19 回全国都市緑化やまがたフェアは、残すところ、あと 3 カ月後に迫りました。開催テーマ、四季感動、花のやまがた緑の暮らし、演出テーマ四季の花、豊かな実り、感動のオアシスが見事に花開くことを望んでやみません。

これまでの「市報さがえ」による掲載では、2001 年 5 月号から毎月 1 回の広報宣伝を刊行していただき、市民の方も緑化フェアのあらましを理解されたものと確信いたしております。

また、昨年、本市と市民が一体となった花・緑・せせらぎのまちづくりが、緑化推進に大きな功績があったとして内閣総理大臣表彰、さらに中国の深・市で開催された世界各国の自治体が花と緑の都市づくりを競う、唯一の国際コンクール、花と緑の都市づくり国際コンペティションで、人口 1 万人から 5 万人の部門で見事銀賞に輝きました

このことは、緑化フェアを開催するに当たり、市民のこれまでの努力が開花し、どれほど励みになるのか、大きな自信となりました。

寒河江会場となる最上川ふるさと総合公園も視察するたびに、その偉容を誇る姿があらわれております。開会までには完全な形で十分納得のいく会場で開催されるものと、全市民が期待しておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

さて、駅前中心市街地整備事業の一環として進められてきた、姥石踏切の移設工事が完了し、1 月 18 日開通、駅南北市街地が直線的に結ばれ、交通の要所として山形方面に行くアクセスとしても大変便利になりました。

また、2 月 16 日には、寒河江駅及び自由通路の開通式も予定どおり行い、昨年 7 月 2 日より始まった列車代行バスも無事故で終了しましたことは、関係者に対し、厚く感謝の意をあらわすとともに、まことに喜ばしいことでもあります。

また、緑化フェア開催期間中の交通輸送体制においては、高速道路から会場にアクセスする臨時ゲート設置予算も組み込まれましたが、必ず実現してほしいものであります。

この緑化フェア期間中、公式行事として、全国都市緑化祭がありますが、どんなものなのか。またそのとき、皇族の方が来寒をなされますのか、お伺いいたします。

寒河江会場では、JR 寒河江駅と会場を結ぶアクセスとして、県実行委員会で実施する無料シャトルバスが運行する予定ですが、運行時間帯と、またこれは列車との連絡シャトルなのか、お伺いいたします。

また、本市単独で観光地周遊バスについて検討しているとのことですが、今後、寒河江市の観光地を売り出すには千載一遇のチャンスであり、大変大事なことであります。その時々によって変わってくると思いますが、どのような運行形態、コース選定、運賃等になるか、お伺いいたします。

最後に、今年の 3 月定例会で私の質問の中に、8 月 11 日の閉会後も、お盆の帰省客やお盆の行楽客のため

に、ぜひお盆期間中、見せてほしいとの声があり、ぜひお願いしたい旨申し上げましたが、市長は県の実行委員会に要望して検討するとのことでありましたが、再度お伺いいたします。

市政運営の要旨でも述べられておりますように、寒河江会場の特色は、何といても 360 度の雄大なパノラマが広がる自然景観、最上川、さくらんぼ、温泉、郷土料理、そしておもてなしであるとあります。

昨年の石川県金沢市での緑化フェアにまさるとも劣らないものにするには、全市民がこの千載一遇のチャンスを大切に、リピーターとして何回も本県、本市を訪れてくれることを期待し、第 1 問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時といたします。

休 憩 午前 10 時 46 分

再 開 午前 11 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市制施行 50 周年を記念して、市民歌を制定してはどうかという御質問でございますが、本市においては、市民歌とは直接結びつきませんが、昭和 59 年に市制施行 30 周年を記念しまして、市の木、市の花を制定し、平成 6 年には市制施行 40 周年を記念しまして、せせらぎ宣言を制定するなど、まちづくりの方向性を示し、市民の一体感の醸成に努めてきたところでございます。

市民歌が制定されとなれば、美しい寒河江市をイメージし、市民が自然に口ずさむような歌となり、本市のイメージアップや、市民の一体感の醸成に大いに役立ち、本市の活性化につながるものと思われま

す。その市民歌の制定となると、議員がおっしゃるように、市制施行記念とか大きな節目のときに制定されるべきものと思っております。その意味では、本市は平成 16 年に市制施行 50 周年という大きな節目の年を迎えるわけであり、市民歌の制定には、大変好機であると考えております。

50 周年という大きな節目の年を迎え、21 世紀の本市の大きな発展に向けた意気を示すという意味で、市民歌や記念となる歌をつくっていきたいと考えておりますが、市町村合併という課題がある中での市民歌の制定となりますと、いろいろと議論も出てくるのではないかと考えられます。

今後、50 周年記念事業の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討していきたいと考えておりますが、その中で、市民歌を制定するか、あるいは 50 周年を祝う記念の歌をつくるかについて、いろいろな方の御意見をお聞きしながら検討していきたいと考えております。

次に、公共下水道整備についてでございます。下水道整備計画区域のうち、後年になる地域の整備のめどはどうかという御質問でございます。

下水道は、御案内のように、自然流下が原則でございます。管渠の布設に当たっては、下流部から上流部へと整備していくこととなります。これを踏まえ、これまで順次各地域の整備を行ってきたところであり、今後につきましても、この基本に沿って整備していくこととなります。

また、下水道事業は、補助事業と起債による単独事業とを組み合わせ実施しておりますが、補助事業は、国の財政事情に大きく影響されるわけですが、今日の国の公共事業に対する考え方が非常に厳しいことは御案内のとおりかと思えます。また、単独事業につきましても、先行きの不透明な厳しい社会経済情勢の中であって、今後における長期的な下水道建設財源の見通しを立てることは難しい状況にあります。

以上のようなことから、後年度に整備が予定されている地域について、具体的な整備時期や整備箇所をお示しすることは難しいものと考えているところであり、御理解をいただきたいと思えます。

なお、現在認可を受けている事業計画期間は平成 14 年度までとなっていることから、平成 15 年度以降の下水道事業計画について、平成 14 年度中に変更認可申請を行ってまいりますが、計画策定に当たりましては、現在の認可区域の未整備の区域を優先して整備することとし、さらに現在の認可区域に隣接する集落において、整備可能な地域を加えていくことを基本に検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

そして、西根の宝地区、下河原地区の下水道整備という御質問もございましたが、宝地区でございますが、この地区は現在の事業認可区域に入っておりません。したがって、まず第一には、この地区を認可区域に加えていくことが必要になってまいります。また、今申し上げましたように、下水道は下流部からの整備が原則でありますことから、日田地区の整備をさらに促進することによって、宝地区の整備が可能になると考えております。

次に、下河原地区でございますけれども、この地区は現在の事業認可区域に入っておりますが、整備上の課

題がございます。一つには、この地区の汚水は三泉から十二小路、下釜を通り、越井坂に至る7号幹線に流す計画となっておりますが、下河原地区はこの7号幹線より低地のため、整備手法を十分に検討しなければならないことがございます。

また、この地区に隣接する木の下地区において、区画整理事業を始動する計画があることから、7号幹線の移設も考えられ、さらにはこの区画整理地内からの流入汚水も含めた7号幹線全体の汚水量を検討していかねばなりません。

下河原地区の具体的な下水道整備につきましては、これらを踏まえまして計画していかねばならない状況でございます。

そして、木の下地区の土地区画整理事業に関連してでございますが、土地区画整理事業などによりまして、新たに開発される地域においては、一般的にはその事業にあわせて下水道管渠を布設していくことがより効果的、効率的と考えられるところでございます。

木の下地区の土地区画整理事業と一体的に下水道整備を進めていくためには、既設管の移設を含めた管渠のルートの設定、整備財源の確保、あるいは経費の負担区分、さらには下河原地区のところで申し上げましたように、7号幹線の課題がございまして、平成14年度中にこの土地区画整理事業の事業計画書が作成される予定となっておりますわけですが、今後、県や関係団体と十分に相談協議を行いながら、これらの諸課題について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

どの地域におきましても、一日も早い下水道整備が望まれているわけですが、国や本市の財政状況やら、地域の実情といったものを細かに把握しながら、できるだけ要望にこたえられるよう、さらに努力をしてみたいと考えております。

次に、木の下土地区画整理事業に伴う西根、下河原、宝との関連になるわけですが、木の下土地区画整理事業につきましては、昨年来、数回の地区座談会を開催し、御意見を聞く機会や、全体会においても整備推進する手だてとして、地権者の代表による世話人会の設立について御了解を得ながら発足し、現在地区別座談会を8地区に分けて開催しておるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今年度基本計画を策定しており、平成14年度には仮同意の取りまとめ、組合設立の準備会の発足と同意書の取りまとめなどを行いまして、平成15年度には組合を設立し、工事に着手し、完成としては、現段階では平成20年度ころかと考えておるわけでございます。

完成時期を早められないかということになりますが、いろいろ座談会等で地権者との理解を深める時期にあり、世話人の方々と一緒に努力してまいりたいと思っております。

区画整理事業地内の下水道整備につきましては、宅地増進を図る上におきまして下水道は不可欠なものであると考えており、現在いろいろ担当あるいは関係者との協議を進めているところでございます。

次に、第19回全国都市緑化やまがたフェアについてのお尋ねについてお答え申し上げます。

この緑化フェア、やまがた花咲フェア02の開会まで100日余りとなったわけでございます。

私は、「花・緑・せせらぎのまち寒河江」、「日本一さくらんぼの里さがえ」をキャッチフレーズにまちづくりを進めている寒河江市にとりまして、緑化フェアは最適な全国イベントであると思っております。さらに、寒河江市を全国に発信するとともに、次の発展に多大な影響を及ぼすところの千載一遇のチャンスとしてとらえ、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

公式行事といたしましては、開会式、それから全国都市緑化祭、ファイナルセレモニー、それから6月27・28日には全国花のまちづくり山形大会を開催するなど、全国から多くの御来賓をお招きすることになりますので、万全の準備体制を整えてまいりたいと考えております。

市民への啓発といたしましても、昨年5月5日号の市報から、市報を活用したところの事業概要というものをつぶさに掲載いたしまして、さらにフェア概要のパンフレットを全戸配布いたしました。そして、関連イベ

ントなども数多く開催してきたところでございます。その結果、市民の中に随分浸透してきているものと感じております。今後も、成功に向けて頑張ってまいらなくてはならないと思っております。

次に、緑化フェアの期間中に皇族の方の御来寒というようなことの御質問でございますが、緑化フェア期間中に、都市緑化の推進と潤いのあるまちづくりを図ることを目的に、緑化フェアの中心的な行事として、広く各界の参加のもと、全国都市緑化祭が開催されます。この全国都市緑化祭には、平成4年度以降は秋篠宮殿下、同妃殿下の御臨席を仰いでいるようでございます。

時期については、7月上旬に寒河江会場において開催すべく、平成14年度全国都市緑化祭開催委員会を昨年の11月11日に設立し、準備を進めているところでございます。

次に、寒河江の駅と緑化フェアの会場を結ぶところのシャトルバス、その運行についての御質問でございます。

シャトルバスの運行事業主体につきましては、県の実行委員会で行っており、運賃については無料とすることとしております。

運行時間については、JR左沢線と山形交通の路線バスの発着時間に合わせるとともに、市民の方も利用しやすいよう、おおむね30分間隔で運行し、発着所は寒河江駅前広場と緑化フェア会場間の往復運行といたしまして、寒河江駅前広場の始発を9時、最終を16時とする計画をいたしておりますが、3月23日に予定されておりますところのJRのダイヤ改正に合わせて、運行時間帯を組んでまいりたいと考えてございます。

運行台数につきましては、平日は1台、土・日曜と休日は2台と計画しておりますが、利用者の状況というものをお勘案し、増便の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

それから、観光地周遊バスの運行についてでございますが、緑化フェア来場者に寒河江市内の名所、観光スポットに足を運んでいただくことは、経済波及効果と今後のリピーター確保の上でも極めて重要でございます。市の推進委員会事業としまして、市内観光地周遊バスの運行を計画しているところでございます。

料金については、1回の乗り降りごとに100円ぐらいはどうかと考えております。ただし、会場と寒河江駅間並びに小学生以下の子供は無料かどうかと、いろいろ考えておるところでございます。

また、西村山の広域的な観光といたしまして、周遊バスの運行につきましても、周辺の各町と協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、緑化フェア閉会後のお盆期間中の開催についてでございます。

実行委員会での開催は、8月11日をもって終了するわけでございますが、市民や近隣の市町村の方々、そしてお盆への帰省客や行楽客の方々にも緑化フェア会場を見ていただきたいこと、これは私も考えておりますので、県の実行委員会にも要請してまいりました。

その結果、会場の仮設施設の撤去、花壇の撤去などはお盆終了後に実施したいとのことでありまして、8月11日から16日までは、会場を見ていただくことになっております。

今後、緑化フェア開催に向けまして、関係機関、各種団体、市民の方々にさまざまな形で御協力をお願いしなければならないと考えており、開催につきましては万全を期してまいりたいと思っております。

このように、緑化フェアを本市の将来の発展基盤づくり、産業の活性化につなげるとともに、本市を広くアピールする絶好の機会であり、会場を訪れる県内外の多くの方々に寒河江市のすばらしさを認識していただくため、市民一人ひとりが緑化フェアに参加し、心のこもったおもてなしで来場者をお迎えいたしまして、何度も会場を訪れていただくなど、全国都市緑化やまがたフェアを成功に導いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 丁重なる御答弁、ありがとうございます。

第 2 問に入らせていただきます。

まず、寒河江市市民歌制定でございますけれども、先ほど同僚の伊藤議員から、「最上川」の歌ということで、非常に歌に対して寒河江市民は関心があるのかなということで、再認識しているわけでございますが、第 1 問にも申し上げたとおり、13 市あるうちで 10 市がもう制定しておいて、寒河江市のほか 3 市がないということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、さくらんぼ憲章というすばらしい寒河江市の憲章がございまして、それをするということで、市民歌そのものが薄れているのかなというようなこともあります。

私は、市長もおっしゃっているとおり、市制 50 周年を節目として、やっぱり何とか制定していただきたいという市民の要望もございます。先ほど市町村合併も絡むというようなことでございます。それも理解できますけれども、今後そういう 50 周年記念の実行委員会に託すというようなことでございますので、期待して、制定実現になるように、我々市民も頑張ってみ守りたいというように思っております。

それから、公共下水道関係でございますけれども、全体的に下水道工事の方も網羅されているのかなというふうに思いますけれども、やっぱり基本が下流からやるというような大前提から見ますと、これはいろいろな諸整備条件もありましようけれども、おくれているのはちょっと、地区におきましては、何とか早く下水道工事をやっていただきたいというのが大卒の希望だと思います。

また、平成 12 年度から、合併処理浄化槽の補助金交付もなりましたけれども、まだなっていないそういう下水道計画地区におきましては、自前で合併処理浄化槽の設置もやっている状況です。めどが立たないというようなこともわかりますけれども、未整備のそういう整備計画地内におきましては、できるなら、そういう下水道来てからやりたいというようなことが、やっぱり望むというのがこれは当然でございますし、その方向、今度の実施計画の方も進めていただきたいと思います。

地区を出して恐縮ですが、西根の下河原地区の方では、いろいろ聞きますと、平成 13 年度までには終わすというような話もあったやにお聞きしているわけですが、まだそのめどが立たないということで、そしてまた木の下地区の整備も入った中で、今後ますますおくれるのかなと。

これも予定が立たないわけではございませんけれども、かなり長期間、下水道工事の開始がおくれるというようなことは、今の市長の答弁にもあったわけでございますけれども、いろいろ国、単独事業というような、いろんなしがらみの中で下水道工事をやっていくわけですが、地域の願いとしては、何とか早く、皆さんの供用地域と同じように快適な生活をしたいという一つの供用の考えもございますので、その辺もこれからの計画の中に入れてもらえればなというように思っております。

木の下土地区画整理事業におきましても、いろいろ座談会等でお話をお聞きしますと、せっかくそういうふうに計画が施行されるならば、何とか早いうちにやっていただきたいというような意見の方が多くなったように聞こえますし、そういう状況で進んでおると思っています。いろいろ駅前整備もある中で、本当にハードなプロジェクトが林立しますと、非常に大変なことはわかりますけれども、支障ないような方向で促進してもらえればというふうに思っております。

宝地区においては、日田地区の下水道の面的整備が済みますと、なるべく早くその地区においても下水道工事をやっていくような、市長の答弁でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

緑化フェアにつきましてでございますが、あと 3 カ月ということで、いろんな難しいハードルも飛び越えて、開会を待つということに徐々になると思っております。いろいろ最上川ふるさと公園も視察しても、その姿が我々にもわかるような姿になってきました。

そこで、まずいろいろお聞きしたいわけですが、市報等にボランティアを募集しておるわけですが、いろいろ聞くところによりますと、それだけのボランティア人数が本当に集まってくれるのかなというような心配をなされている方もおります。

そういうことで、現在、どのようなボランティアの数、計画数に達しているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、ボランティアの方がいろいろ、通勤途中とかいろいろありますが、災害に遭った場合、どういうふうな扱いをしてくださるのか、お聞かせ願いたいと思います。

寒河江市には、33万人ぐらいの誘客、これは当然寒河江市民も入れた中での全体観光客と思いますけれども、市長もいろいろ担当の方もいろんなエージェント等もありまして、観光誘致に一生懸命回っておるということに対しましては非常に御苦労さまでございますが、観光客を集めるということは、常時いろんなそういう団体とかエージェント、いろんな観光事業者に対して、これはお願いするというようなことで、人数を把握すると思います。

そういう中で、現在の感触として、それだけのお客さんが来てくださるのかなというような考えを、もしあれば、お尋ねしたいと思います。

観光地の周遊バスの件でございますけれども、会場と観光地を結ぶバスを走らせるということですが、コースですね、それはどういうふうなコース、今わかる範囲内で、1種類なのか、その時々によってコースも変わるのか、そんなことがあると思いますが、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

いろいろ緑化フェアに関しましては、大型バスとかそういうふうな大きい車で来られるということは非常にありますが、それに対して、乗務員の控室とかそういうものが完備なされているのかどうか。

これは、当然、県の実行委員会の方で考えていることだと思いますが、普通、観光地では、観光バスが行きますと、乗務員の部屋といいますが、そういうものが大体ございます。一般のお客さんと離れて休憩をゆっくりしてもらおうというようなことで、疲れをとってもらおうというような意味もありましょうけれども、もしそういうものが計画に出されていなければ、県の方に要望なりしてもらって、そういう控室的なものをつくっていただければなというふうにお願いたします。

慈恩寺の観光とかいろいろ観光あると思いますが、そういう観光ガイドまたはボランティアガイドを今募集しているようでございます。どんな研修をやって、どの辺にそういうガイドさんを置くのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

いろいろありますけれども、以上の点をお聞かせいただくということで、第2問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 市民歌に関連してでございますが、これまで節々、寒河江市の歴史の中で大きな節目というものはあったわけでございますし、考えてみれば、大江公入部 800 年祭というのがありましたし、そしてまた 40 周年がございました。先ほど申し上げましたように、そのときにはせせらぎ宣言というようなことをやったわけございまして、50 周年といえますと半世紀でございまして、そういう半世紀を振り返り、そしてまた 21 世紀をどう寒河江市が進んでいくかというようなことに思いをはせたときに、市民歌あるいは 50 周年を祝う歌とかいろいろ考えられますけれども、いろいろ市民の声を聞きまして検討させていただきたいと思っております。第 1 問と同じでございます。

それから、下水道でございますけれども、何遍も申し上げましたように、下流部からやらざるを得ないと、これが自然の流下を生かすところの下水道のこれは原則でございます。

また財源的にいいにしても、これまで市といたしまして投資した、あるいは補助事業、単独事業合わせまして大変な規模になるうかと思っておりますが、今後は国の公共事業というものが非常に削減される傾向にあるかと、このように思っております。そういう補助事業が削減されるといたしますと、幹線というものが行き渡らなくなると、当然、市の単独事業としてやりますところの枝線もつなげられなくなると、こういうことが出てくるわけでございますが、市民の要望というのも十分把握しておりますので、なお一層そういう事業費の確保というものにつきましては頑張らなくてはならないと思っております。

これまで、御案内のように、特定環境とか、あるいは合併処理浄化槽というような手法も取り入れながら、できるだけ多くの市民に早急に下水道を活用できるような方法というものを考えてきたところでございますので、御理解いただきたいと思いますと思っております。

それから、緑化フェアの関係でございますけれども、本当に会場となりますところの場所は、大分整備はされてきておると思っておりますけれども、そろそろ大詰めになってこようかなと、こう思っておりますが、そういうハード面だけではなくて、いわゆるソフトの面での具体的な取り組みというものが本当にこれから具体的に必要な時期になってきておるわけでございますので、それにしましても市民の盛り上がりというのが大変大きくなってきておる段階でございますので、大変喜んでおるわけございまして、いろいろ細部の点につきましてお尋ねがございましたが、これにつきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 それでは、私の方から何点か御質問ありましたので、お答えをさせていただきたいと思っています。

一つは、ボランティアの募集でございますが、県の実行委員会で花・緑ボランティアとサービスボランティアの募集をいたしております。2月1日から4月30日までの申し込み期間となっております。

これらにつきましては、山形新聞とか、それからYBCのラジオでの募集、さらには市報等でも2回ほど募集をさせていただいております。

現在のところ40名の募集が寒河江会場の方に申し出があったというふうなことをお聞きしております。

ただ、寒河江会場では300名ほど目標にしているというふうなことを実行委員会の方からお聞きしておりますので、まだまだ足りませんので、3月、4月、2カ月間あるわけでございますので、これらの目標に達するように、私どもも協力要請をしてみたいというようなことを考えております。

次に、ボランティアの万が一の災害に備えての対応というようなことがあったわけでございますが、県の実行委員会の作業のボランティア、それから寒河江市の推進委員会のボランティアについて、それぞれボランティア保険に加入をさせていただこうかなというふうに思っています。

この対象範囲でございますが、会場までの移動期間中、さらには奉仕活動の間の事故災害等に備えての保険の内容になるかと思えます。

次に、観光バスの乗務員対策の控室がありました。先ほども市長から申し上げましたように、非常におもてなしを大事にしていこうというふうな寒河江市の会場での取り組みでございますので、観光バスの乗務員対策についても、本当に大切な問題であろうというふうに思っています。

これらについてはまだ県の実行委員会の方からお聞きはしていませんけれども、十分、控室等が確保できるように要望させていただきたいなというふうに思っています。以上でございます。

佐藤 清議長 商工観光課長。

小松仁一商工観光課長 では私の方からは、質問あったことについてお答えをいたします。

誘客数とか、その他の予定でございますが、昨年度から総合パンフレットの中に緑化フェアの期間とか場所などを入れた観光総合パンフレットを作成しまして、県外、県内、多くのところに、エージェント初め、観光協会などを回りながら、また送付しながら、誘客、PRを図ってきたところでございます。

現在のところ、そういうふうなところから、千葉とか茨城、また仙台などでそういうイベントを組んでいると、寒河江市に送りたいというふうな話を聞いているところでございますので、大勢の方がそういう形で来ていただけるのではないかとというふうな考えを持っております。

それから、観光コースについてでございますが、周遊バスの拠点を中心とした、会場から寒河江市内、それからチェリーランド、慈恩寺、または観光さくらんぼ園というようなところを巡回することを基本として、その他名所旧跡でございますので、そこら辺を取り入れながら、あと観光商品また各種のイベント、祭りなどを織り込んだ観光コースを設定して、誘客を図りたいというふうな形を思っております。

さらに、西村山管内の広域的な観点から、例えば河北町であれば紅花資料館、また西川町では月山、大江町であれば神通峡、また朝日町であれば朝日の自然観などと組み合わせた観光的なコースも考えていきたいというふうに考えております。

それから、観光ガイドについてですが、観光地における観光ガイド制度がございまして、寒河江市観光協会の方に慈恩寺を案内する「さくらんぼの里観光ガイド」というボランティア組織がございまして、現在 22 名ほど登録をいたしております。緑化フェアを目指して、昨年から 10 名の追加をいたしまして、養成、研修会などを行いながら体制の強化を図っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 いろいろありがとうございました。市民歌また下水道については、よろしく御検討のほどお願いしたい。

また、緑化フェアにつきましても、本当に寒河江市始まって以来というと語弊がございますけれども、そういう大きなビッグイベントでございますので、我々も一生懸命お手伝いしたいと思いますから、よろしく願いしたい、頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

## 佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党とこの問題に強い関心を持っておられる市民を代表し、合併問題について市長の見解をお伺いいたします。

このテーマの質問は、これまで同僚議員が何度か行っておりますが、私は国が先導して進めている市町村合併について、私どもの考えを述べさせていただき、改めて市長の考えをお伺いしたいと思います。

国は、平成 17 年 3 月まで、現在の 3,200 の市町村を 3 分の 1 の 1,000 ぐらいまで減らすことを目標としています。なぜ、市町村合併問題が降ってわいたように、二、三年の間に日本じゅうを揺り動かしているのでしょうか。

平成 13 年 8 月につくられた市町村合併法定協議会運営マニュアルによりますと、この合併問題が動き出したのは、平成 12 年 7 月に当時の森総理大臣から自治大臣へ、市町村合併について検討するよう異例の指示があったことを機に、政府関係機関が一挙に合併推進に向けて動き出した経過が記されています。

さらに、市町村合併を強力に推進する手段として、合併特例法を盛り込んだ法案を閣議決定し、平成 13 年 3 月国会に提出しています。

さらに、都道府県に対しては、市町村合併に向けた取り組みを具体的に推進するよう要請するとともに、国民への啓発促進と機運の醸成を図るため、内閣に市町村合併支援本部を設置するなど、国を挙げて合併推進活動を展開しているのです。

では、なぜ市町村合併なのかを考えてみたいと思います。

合併推進のマニュアルに記されている理由の一つに、自治能力の向上があります。

21 世紀は、地方分権が進み、地域間の競争が激しくなる。住民の期待にこたえられるサービスを確保するには人材が必要だ。さらに独自の条例をつくったり、政策を立案していくには、十分な能力や専門的な知識を有する人材が必要になる。市町村の規模を大きくすることによって、マンパワーの層が厚みを増し、人材確保が容易になる。さらには、少子高齢化がますます顕著となる過疎地域の市町村は、一層困難な行政運営を迫られる。市町村合併は、少子高齢化への行政の対応策の大きな柱だと述べております。

その他にも、種々、市町村合併の必要性が述べられておりますが、きわめつけは、行政改革の一手段として市町村合併をするのだということです。このことは、運営の手引の中でも述べられておりますし、総務省の幹部も認めていることです。

国が躍起になって進めている合併の真のねらいは、現在、3,200 ほどある市町村を 1,000 程度に減らし、国からの財政支出を大幅に削減しようというものです。

もう一つは、自治体を大規模化し、都市再生の名による大型開発などをもっとやりやすい体制をつくらうということです。

合併を推進することにより、国は地方交付税や補助金などの財政支出を大幅削減することができます。一方、市町村は合併することにより、役所を統合し、首長は 1 人だけとなり、職員を減らし、議員や各種役員を減らすことで、人件費や経費を節減し、さらには統廃合という形で、学校や保育所、病院など、各市町村ごとにあった施設などを減らし、経費の節減ができるのです。

しかし、住民の側から見た合併のメリットはどうでしょうか。

サービスは高い方に、負担は低い方に合わせていくというのが合併の基本的な考えだそうですが、そうばかりいれないのが現実のようです。

住民にとって、自分たちのまちのよりどころであった役場がなくなり、住民の意思や意見が通らなくなるこ

とや、職員が減らされることでサービスが低下する。また、住民の代表である議員の数が減らされることで、地域の声や状況が届かなくなるといったデメリットが出てくることは必至です。

この現象は、小さな町や過疎の市町村ほど顕著になるのではないのでしょうか。

現に、昭和の大合併で7町村が合併した寒河江市の例を見ても、そのことは明らかであります。白岩町の一部であった田代幸生は過疎化の進行とともにバス路線の廃止、その後の交通手段が確保されないまま、高齢者や車を運転できない人たちは不便を強いられているのです。

さらに、地域住民のよりどころとなっていた白岩出張所も3年前に行革の名のもとに廃止され、行政サービスの低下が明らかになっています。

さらに、一つの村が河北町と寒河江市とに分断された三泉地区では、合併をめぐる住民感情のしこりがいまだに残っているとされます。

昨年5月、3市が合併してできたさいたま市では、旧3市の事務や事業のすり合わせの中で敬老祝い金が毎年支給から5年おき支給に削減されたり、保育料や市立高校の入学金が値上げされたりしているそうです。

また、3年前、兵庫県の四つの町が合併してできた篠山市では、各支所にあった産業経済部や建設部などが廃止され、合併当時97人だった支所の職員が2年後には52人に激減し、住民からは行政が遠くなったという声が上がっているとの報告もあります。

そこで伺います。

国や県は、合併することにより、現在のサービスの水準を確保しつつ、介護、福祉サービスなど、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになっていっていますが、合併によって、かえってサービスが低下したり、過疎化が進むということはないのかどうか、市長の考えをお伺いいたします。

さて、国は、合併推進の先導役として都道府県を通し、平成17年3月まで1,000を目標に合併を進めようと躍起になっています。合併協議会をつくった自治体には、合併準備金として1自治体500万円を補助することや、合併に伴うまちづくりのため、開発や施設建設の費用には、合併特例債として事業総額の95%の起債を認め、そのうち70%を後年度交付税で措置するといったことや、合併後10年間は合併前の交付税を減額せずに交付する。さらには公共料金の格差是正や公債費の負担格差の是正、土地開発公社の赤字対策に対応するための財政支援など、のどから手の出そうな甘いあめをちらつかせながら、合併への誘導を図っています。

一方、小規模の自治体には、地方交付税の削減が行われています。人口の少ない町村に割り増しして交付している地方交付税を減らし、自治体運営ができないところまで追い詰めて、合併もやむを得ないと思わせる手段をとっているのです。まさに、あめとむちの両方を駆使して、合併に追い込んでいるのが、平成の大合併の特徴だと言えます。

しかし、合併問題は、自分たちが住む町の将来にかかわる重要な問題です。国がちらつかせている甘いあめに惑わされることなく、むちにおびえることなく、将来のまちづくりの展望を見据え、あくまでも住民が主体となって、十分に議論をし、自主的な判断をすべきと思いますが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、山間部にある町村に対する市長の考え方をお伺いいたします。

今、国が進めている合併は、財政的な効率化を第一の目標とし、財政力の乏しい過疎地や農山村の自治体は一気に切り捨てようとしています。農山村は、自然環境や景観、水源の涵養や治山治水、さらには私たちの命の源となる食料の生産など、かけがえのない役割を果たしております。

そこに生きる人々は、厳しい自然と向き合いながら、独自の文化や伝統を築いてきました。そうした自治体の中には、自然を生かした独特の町づくりや村おこしをやっている自治体がたくさんあります。地理的、風土的に特殊な条件を持っているところは合併にそぐわないところもあります。

今回の国の方針は、全国一律に一気に合併を推し進めようとしているものです。このようなやり方には私は異議を唱えざるを得ません。

昨年11月、全国町村会長大会では、いかなる形であれ合併を強制しないことなどを求める緊急決議を採択しています。同年7月、全国町村会が出したアピール文、21世紀の日本にとって農山村がなぜ大切なのかと題した文章の中には、農山村の果たしているかけがえのない役割と、その地に根を張り、前向きに生きようとする自治体の決意と自信がうかがわれました。

そこで伺います。

都市とは異なる存立条件で成り立っている農山村を、全国一律に合併に迫りやることは、改めるべきと思いますが、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

さらに、むしろ農山村の持つ多様性を重視し、自立した自治体運営を継続発展できるよう、国は対策をとるべきと思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に、合併問題に関する西村山広域合併研究会が発足したと聞いておりますが、その研究会の内容について、組織はどのようになっているのか、研究の内容はどのようなかなどをお伺いいたします。

次に、判断の基準となる情報の公開についてお伺いいたします。

合併協議会の運営の手引に関する国、県の資料には、メリットだけが強調されており、デメリットについては余り記載されておりません。

山形県内各所で行われている合併問題のセミナーにしても、講師は一方的に推進を語る人たちに限られており、これでは公平に住民の意向をくみ上げることはできません。

住民の判断にゆだねるとか、合併を押しつけるものではないなどと言っていますが、判断の物差しとなる双方の意見や資料が出されなければ、公平な判断はできません。

合併推進の意見だけでなく、合併によって生じるデメリットや町の将来像、財政がどのように変わっていくのかなど、住民が両方の意見を比較検討し、みずから判断できる情報の公開をすべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、十分な論議と住民合意についてお伺いいたします。

合併協議会運営の手引第3章には、合併は国のためにやるのではなく、国が無理やりさせるものでもない。住民の利益、納税者の利益のために行うものであります。手続も政府が進めているのは、自主的な合併であり、住民の自主的な決定によるものです、とあります。

住民が自分たちの住むまちの将来を真剣に考え、どのような町にしたいのかなど、さまざまな意見や問題点を出し合って論議をする必要があると思うのですが、市長はどのような方法で住民参加の合併論議をし、意向を集約するつもりなのか、お伺いいたします。

以上、申し上げます、第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、市町村合併に対する考え方ということでございました。基礎的な地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村が、個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力に結びつくものと考えているところでございます。

また、交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達普及によって、住民の活動範囲は行政区域を超えて、飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用、行政区域を越えた土地利用など、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっております。

さらに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化する行政課題への的確な対応が求められているところでございます。

また、これからの地方自治体というものは、地方の時代にあって、地方で主体的に判断し、決定する、住民に身近な行政というものは、地方自治体にゆだねる方向に進まなければならないものと思っております。公共サービスというものは、住民の負担と選択で実現することが基礎とならなければならないと思います。

そういう中で、市町村合併というものは避けて通れない地方自治体の課題だろうと、このように考えております。

行政コストから見ましても、効率的な自治体の適正な規模としましては、7万人程度とか、あるいは地理的要因から10万人から15万人程度だという理論がありますが、合併の態様といたしましては、自治体が広域的に取り組む内容で異なることもありますので、また合併は歴史的なつながりや日常生活圏というものも考慮しなければならないものではないかと思っております。

合併に当たりましては、自己決定、自己責任、自己負担の社会が国民共通の価値観とならざるを得ない社会となると考えられますので、合併を契機に、現在の公共サービスを合併の意図から広域的に地域の实情や相違を踏まえて、大いに議論がなされるべきものと思っております。

次に、住民が主体となって十分に論議をして自主的な判断というような御質問でございます。

聖域なき構造改革を掲げる小泉内閣におきましては、地方財政に係る制度の抜本改革も構造改革の基本方針の一つとしており、昨年6月に示された今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針いわゆる骨太の方針において、自立した国・地方関係の確立を掲げ、国と地方が関与依存し合う仕組みを改めるとして、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税制度を見直すとともに、税源移譲も含めて、国と地方の税源の配分を見直すこととしております。

確かに、市町村合併や広域行政を促進する必要があることから、現在、平成17年5月まで合併した市町村に対し、地方交付税配分を合併前の水準で10年間維持することや、元利償還金の70%を交付税措置する合併特例債の措置など、各般の行財政措置を講じておるようでございます。

しかし、合併が単なる財源問題からのみの引き金となって行われることに対しては危惧しておるところでございます。

総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村が、個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力に結びつくものと考えているところであり、地方分権の推進の観点で、合併が考えられるべきものと思っております。

地方の時代に合ったように、権限の移譲、それにあわせて財源の制度的な移譲と移管というものも考えられるべきものと思っております。

そういうことで、住民のための市町村合併ということにほかならないわけございまして、住民のための住民によるところの住民の意思が基本であり、十分な議論がなされた上で市町村が主体的に決定すべきものだと、

このように思っております。

それから、農山村に絡んだところの質問がありました。

現在の地方行政体制というものは、昭和 30 年前後の昭和の大合併と言われる際に決まったものが、50 年間そのまま維持されてきておるわけでございます。

我々の身の回りで 50 年前のものが使われているものもあると思いますが、50 年たっている以上、少なくともそのあり方について所要の検討を加えるべきことも必要ではないかと思っております。

50 年前の地域社会は、ほとんどの家庭で電話、テレビ、車もなく、隣の市町村までの道も改良舗装されず、時間的距離、空間的距離の感覚は今とは随分異なっていたことは想像にかたくありません。

今は、電話、ファクスはもちろんインターネットできめ細かな情報ネットワークが張りめぐらされ、道路についても格段の整備がなされております。住民の生活行動圏域というものは大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲は、その納税される市町村の枠を超えて広がってきております。

一方、それぞれの地域に、地域コミュニティーは存在しておりますし、特別の地域の個性というものは残していかなければならないと思っております。市町村の行政規模の拡大というものが、自治に関する自己決定という観点からは不可避であると思っており、農村の存続、役割、それなりに認められますことから、農山村の振興も含めて議論されるべきことと思っております。

それから、合併研究会の状況についてお答えいたします。

昨年 3 月に策定した第 4 次西村山広域行政計画にも市町村合併等への対応ということで、地域住民の自主的な発意を基本とした広域としての対応について、関係市町間で調査研究を進めるものとしております。

西村山圏域の首長において、先般、合併について話し合いをいたしました。この中では、合併について対応すべきという首長と消極的な首長がおりましたが、結果的に、西村山広域行政事務組合の中に、西村山地方各市町の合併に関して調査研究を進めるために、平成 13 年 11 月 22 日西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会を設置いたしたところでございます。

委員は、西村山広域行政圏を構成する市町の企画担当課長をもって組織し、事務局を西村山広域行政事務組合に置いております。

研究会の状況ということでございますが、第 1 回目の研究会は、本年 1 月 17 日に開催され、委員長、副委員長の互選の後、協議に入り、平成 14 年度における事業案を決定されたところであります。

平成 14 年度の事業といたしましては、研修会の実施を初め、岩手県において平成 13 年 11 月 15 日に大船渡市と三陸町が合併しておりますので、そちらへの視察、そのほか基礎資料を踏まえた調査研究を行うことといたしております。以上が、現時点での合併研究会の状況でございます。

次に、判断の基準となる情報の公開、そして十分な論議というものをどう住民の合意というような、二つについてのお尋ねもございました。

先ほども申し上げましたように、近年の通信網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達、普及によりまして、住民の活動範囲は、行政区域を超えて飛躍的に広域化しております。また、申し上げましたが、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化する行政課題への的確な対応が求められており、こういった時勢を考慮いたしますと、市町村合併というものは避けて通れない情勢なのではないかと思っております。先ほど申し上げたとおりでございます。

市町村合併は、市町村の自主的、主体的な判断により行われることが基本であることから、まずそれぞれの市町村において、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うことは当然としてやらなければならないと思っております。各市町や地域住民が自主的、主体的に取り組むことがまず基本であるものと考えており、地域の住民も行政も十分な議論をなされた上で、後世に誤りのない選択をしなければならないものと思っております。以上であります。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一応、お答えいただいたわけですが、非常にこう、広域合併というだけあって、漠とした答えでありまして、具体的には市長の考えはお聞きできなかったわけです。

少し具体的にお聞きしたいというふうに思うんですけれども、市長は、これまでの同僚議員の質問の中でも、広域合併は避けて通れないものだということに言われておりますけれども、寒河江市民を初め、関係する町村の盛り上がりといいますか、そういうものが大事だろうというようなことを言ってらっしゃいます。非常に受け身的な考え方の方ですけれども、市長自身は寒河江市がほかの町村と合併することに対してどのように考えていらっしゃるのかなというふうに私は思うんですけれども。

寒河江市が合併を考えるというふうになりますと、やはりこの西村山一円だろうというふうに思うんですが、山形県で出しております要綱の中の市町村合併のシミュレーションというのがあります。

この中には、西村山一円の試算というものが出ているわけですけれども、これによりますと、財政的な面から見ますと、合併に当たっているいろいろな補助金とか特別の特例債というようなものがつくわけですが、それを合計しますと約 485 億円という非常に膨大な補助金とか起債とかが認められるというふうなことになるんですけれども。

これを全部受けたとしまして、起債の方は 70%が後年度交付税で措置になるというようなことが言われておりますけれども、この中で、70%のほかの 30%、それを起債で返していくというふうになりますと、非常な額になると、145 億円ぐらいですか、150 億円近くの返済になるというふうに思うんですけれども。

こういうものが、もしこれ全額借りたとして返済していくというふうになりますと、その合併した 10 年間というものは交付税を削減しないとかいろいろな利点があるわけですけれども、それ以後 10 年を過ぎれば、今度は交付税の削減ですとか、その返済ですとか、そういうものが目白押しにやってくるわけですね。

そうしますと、今でさえも、交付税が減額されて、臨時財政対策債というようなもので補っているというふうなことからすれば、ますます財政的には厳しくなるのではないかなというふうに思うわけです。

それから、西村山の一円のことを考えてみますと、非常に地域的には広くて、そして寒河江市と河北町以外は、山間地を抱えている非常に過疎が進んでいるまちなんですけれども、そういうところを視野に入れて考えてみた場合に、果たして合併としてのメリットがあるのかなと、私は考えているわけです。

こういう地方分権の時代になって、地方が主体的にその住民の福祉とか生活とかそういうものを責任を持って見ていかなくはならない時代だということに言われておりますけれども、身近で住民の生活を維持向上させていくというふうになりますと、合併をして大きなまちになった方が、かえって住民にはそういう身近な福祉とか生活というものが遠のいてしまうのではないかなというふうに感じるわけです。

そういう点を市長はどのように考えていらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、そういうことも考えの中においていらっしゃるのかなどうか。

合併をしてよくなるというのが、本来の姿なんでありまして、それがかえって負担になる、住民にも行政から遠のいてしまうというようなことになりはしないのかなという心配があるわけです。

ゆうべ「クローズアップ現代」というのがNHKのテレビでありました。合併の問題を取り扱っていた番組でしたけれども、この中で、合併をして非常によくなったというような自治体のことも出ておりました。

それは兵庫県の篠山市ですか、4 町村が合併して篠山市という市になったということなんですから、ここは非常に財政的にうまくいったというので、全国から視察が絶え間なく来ているというようなことだったんですけれども、財政的にうまくいったという反面、支所の職員が 97 人から 52 人に減らされたというようなことがありましたし、そういう行政が遠くなったというような、一方ではそういうデメリットも出ているということなんですね。

そして、もう一つは、合併をしたくないということを言っているという、青森県の三戸町というところだっ

たんですが、ここでは八戸からの合併を断っている。

その理由はなぜかといいますと、三戸町では、合併をすることによって、今まで住民に対して行ってきたいいろいろなサービス、福祉的な面とかそういうものが遠ざかってしまうと、町は町自体でいろいろな医療設備なんかも準備をして、高齢者への訪問看護とかそういうものを充実してきたと、そういうことが合併すればできなくなるんでないかという町長の考え方もありましたし、住民からも、医者にも行けなくなるんでないかとか、保健婦さんの数も減らされるんでないかと、そういうふうな不安が訴えられておりました。

その町は、やはり役所の徹底的な節減をしながら、できるだけ自立した町で頑張っていきたいということで、合併はしないというようなことを言っているんですけども、やはりそういう両論があるわけですが、寒河江市が合併ということを考える場合に、やっぱりこれからは西村山の高齢化率が26%以上になると、非常に高齢化が進んでくるというような中で、地域的にも離れている、そして山間部が多いというようなところ、そういうところと一緒にやることによって、かえって住民へのサービスが低下したり、また負担が大きくなってきたりするんでないかという不安が私はあるわけですが、そのところで市長がどういうふうにご考慮されているのかをお伺いしたいというふうに思います。

それから、情報を広く市民に伝えるべきでないかということをお伺いしたわけですが、西村山広域行政事務組合を中心として、研究会を発足させたというようなことでありましたが、こういう1市4町の中で、どのようなことが話されたのか、どのような取り組みをしようとしているのか、そういうことはやはり市民にも議会にも情報を流していただきたいと、こういうことを申し上げているところです。

そして、市町村合併を考える場合に、住民の意思決定が一番大事なんだというようなことを言われているわけですが、やはりどこで判断するかというようなことがなかなかそういう、資料とか意見とかそういうものが、メリット、デメリットも含めたそういう意見交換ですとか、そういうものがなければ住民はなかなか判断できないわけですね。

ですから、そういうことをどのように具体的に組み立てられるのかということをお聞きしたいというふうに思ったわけです。

1問では余り具体的なことはなかったんですけども、どういうふうにご考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、国におきまして、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の果たす割合というのが重要であるというようなことで、市町村合併の推進に対するところの指針というものを策定して、そして都道府県に対しましては合併パターンなどというようなものを内容としますところの合併の推進についての要綱というものを策定させたわけでございます。

御案内かと思えますけれども、県におきましては、平成 12 年 11 月に合併推進要綱というようなものを策定し、その中で参考となる合併パターンというものを示してあるわけございまして、本市にかかわる合併パターンとしましては、西村山地域 1 市 4 町の合併パターンと西川町との合併パターンの二つが示されたわけでございますので、そういうようなこと、あと、1 問で答弁申し上げたような趣旨から申し上げましても、21 世紀の個性ある地域発展というものを目指していくためには、西村山地方での合併ということが、同圏域での課題ではないかと、こう思っております。

それから、何か合併というものを、他から押しつけ、あるいは強制と、こういうようにのみ私は受け取っておらないところでございまして、やはり先ほども申し上げましたように、広域的に処理しなくてはならないということもございまして、あるいはまた交通道路網、手段を初めあらゆる情報というものが、広域的になってきているということは、これは否めないことだろうと思っております。

そういうことで、地方の時代に合わせて、外から、あるいは国からやらされるというようなものじゃなくて、自主的に自立したものとして考えていくということにならなくてはならないと、このように思っております。

それからまた、何回も言うようですけれども、権限の移譲と、移譲というだけは、のみならず、財源の移譲というようなものも、これを地方に対する移譲、移管するというようなことも、そして地方に力をつけさせるというようなことの中で、地方の構造改革といいますか、これも考えていかななくてはならないと、こう思っておりますし、また都市と農村の対立とか、あるいは合併が農村の切り捨てに結びつくんじゃないかというような考えというものは、私はいかがなものかなと、こう思っております。

あとは、合併の委員会につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、研究会というものがまだ緒についたばかりでございます。これから大いに議論していただこうと、このように思っておりますし、また各市町それぞれにおきましても、それらの取り組みというものが、勉強会あるいは調査、研究というものが進むことを期待しておるわけでございます。

市におきましては、いろいろ情報を流しましたし、あるいはシンポジウムもやったところでございまして、寒河江市のみならず他町の方からも参加されたようでございますので、いわゆる関心の度合いというものも徐々に上ってきておるのじゃなかろうかと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 やはり何かかみ合わない答弁だなというふうに思うわけですが、農山村については、何か農村が見捨てられるのではないかというような、市長はどのような表現をされたんだかわかりませんが、ちょっとわからなかったんですけども、全国の市町村会が出しましたアピール文、これ市長はごらんになりましたでしょうか。

これ非常に長文にわたるものだったんですけども、内容の非常にすぐれたものだなというふうに私は受け取ったわけです。都市と農村が対立するというのではなくて、やはり都市と農村は共存共栄をしていかなければいけないというようなことを書いているわけです。

やはり農村は農村のそういう存立の条件があるし、都市は都市でまたそういう条件があると。そういうところを都市と農村がお互いにその立場を理解することによって、都市も農村も栄えるような行政にしていくべきであるというようなことを書いているわけです。ぜひこれ一度目を通していただきたいというふうに思うんです。

市長は、この寒河江市がどうしても合併をしなければ生き残れない町だというふうに考えていらっしゃるのですか。どのようなふうに考えていらっしゃるか、その点、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

そして、住民が合併については決めるべきだと、判断をすべきだというふうに言っておられますけれども、やはりそれについての十分な情報の提供ですとか議論の場というものも、行政の方ではどのようなふうに考えておられるのか、その点、何か具体的な答弁が得られなかったようですので、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 それから、先ほどメリット、デメリットの話がございましたけれども、やはり身近なものというようなものも、これも自治体が自主的に考え、主体的に考え、身近なものが切り捨てられるんじゃないかというような御意見でございましたけれども、広域的な行政体になりましても、身近なものを自治体がそれなりに考え、自主的に判断して決定するというようなことは当然のことでございます、そういうことは生じないと思っております。

ですから、距離のみじゃなくて、距離のみの遠さでなくて、行政が遠くなったというようなことにはならないと思っておりますし、そういうことのないように留意するというようなことは当然なことだろうと思っております。

それから、都市と農村部につきましての話につきましては、1問、2問でも答弁申し上げたとおりでございます。

それから、寒河江市におきましても、広域が求められているというような状況には、これは全体としてならなくてはならないと思っておりますし、あるいはまた中核都市としての寒河江でございますから、それを受けとめていくところの考えというものはあってしかるべきだなど、このように思っております。

現在におきましても、寒河江、西村山が一体となって広域的な業務をやっておることは、これはそのとおりでございます、そういうことを踏まえた広域的な処理というもの、あるいはそれを求めているということの時代の潮流になってきているだろうと、このように思っております。

また、周辺の町におきましても、十分にその辺のことを理解しながら、それぞれ御議論がなされるものと、このように思っております。

## 佐藤頼男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 7 番、8 番について、14 番佐藤頼男議員。

〔14 番 佐藤頼男議員 登壇〕

佐藤頼男議員 私は緑政会の一員として、通告していることにつきまして、私の考えを申し述べて、市長並びに教育委員長に一般質問をいたしたいと思えます。

質問に先立ちまして、先般、日田の大豆組合が知事表彰を受けられたわけですが、このたび全国農業改良普及協会が主催する大豆づくり日本一表彰事業において、最高の農林水産大臣賞に決定し、3月11日に東京において受賞を受けられますということでもあります。まことにめでたいことであり、寒河江市にとりましても、大変名誉なことでもありますとともに、日田の大豆組合の皆さん方にお祝いをまず申し上げたいというふうに思えます。

さて、農政についての通告しておる 1 番についてであります。BSE の発生や雪印食品や食品取扱業者の節度のない偽装事件などによって、国民の食糧安全性を監督すべき厚生労働省、農水省の安全に対する対応や検査体制の甘さが指摘されるとともに、国民の食糧安全性について、その不安が一層高まっていることは御案内のとおりであります。

今、我が国の食糧自給は 38% と先進国で最低であり、61% の食糧は生産現場が見えない、遠い外国に頼っている現状にあります。

最近特に急増している中国からの輸入農産物の安全性を疑問視する声が高くなっております。

報道によると、中国政府は昨年、国内流通野菜の 50% ほどが残留農薬安全基準を超えて、その結果、多数の中毒患者を発生した、しかし日本への輸出野菜は検査などの安全対策を講じているので安全である、こう公表した。

厚生労働省は、これを受けて、今年 1 月を中国野菜検査月間と定め、輸入届け出の農産物に対する残留農薬モニタリング検査を実施したとのことでもあります。

農水省におきましても、昨年来から緊急的に輸入野菜についての残留農薬検査を実施した結果、中国産サヤエンドウ、タイ産のオクラなどから、日本では使用禁止となっている有機燐系の殺虫剤が検出されたとのことでもあります。

輸入野菜だけでなく、他の農畜産物や容器包装にも問題が発生していると言われております。

欧州連合 E U の委員会が 1 月末に、中国からの食肉、海産物などの検査結果、残留物質に重大な問題があったと公表いたしました。

厚生労働省でも、中国産鶏肉などについて輸入届け出の 10% の検査を強化するよう、各検査所長に通知したとのことでもあります。

先月末、米国産輸入米穀に使用されている包装樹脂袋の一部から、食品衛生法の基準を上回る鉛が検出され、輸入米穀の販売が一時凍結されたと聞いております。

我が国では、外国から食料を輸入するには、その安全性を確保する意味から、食品衛生法第 16 条にもとづいて、輸入業者はその都度、輸入届け出を出すことになっているわけでもあります。

2000 年の 1 年間の輸入届け出件数は 155 万件で、前年比 10.5% の増加であり、その届けに対する検査件数は、7.2% に当たる 11 万 2,200 件が実施された。その結果、そのうち 1,307 件が食品衛生法に不合格として、積み戻し、または廃棄などの措置がとられた。その不合格の中に農産物が最も多く 299 件であり、数量では 3,845 トンもあったと言われております。

また、農水省の輸入植物検査を行った結果、何と、害虫がついて不合格となったものは、タマネギでは 70% もあったというのです。

農水省が行った食糧品消費者モニターでも、食品に対する不信が最も多く、輸入農産物の安全性が 82.9%であったと、農業新聞は報道しております。

我が国の食糧自給が 40%弱までに低下しておりますけれども、その原因は農産物の内外価格差や農業所得の減少と、農家の農業離れや国内生産量の減少などと言われております。

しかし、その最大のものは、工業製品の輸出による貿易の自由化推進と、経済優先の市場原理のみ追い求めてきた結果であると思うのであります。

今、市場や店先には外国産の農産物がところ狭しとあふれておりますが、世界に目を向けると、地球の人口が毎年 1 億人ずつ増加し、しかも、3 分の 1 の国では食料不足で苦しんでいることを忘れさせている現状にあります。

このような食糧事情によって、私どもの食生活が変化を来しております。食は地域の長い歴史、風土の中で先人より受け継いできた地域の文化であると言われております。それが今崩れかけているのではないのでしょうか。

しかし、BSE の発生や食品取扱業社や輸入業者の節操のない偽装事件などによって、最近、国民の多くが外国産農産物や食料に対する安全性について真剣に見詰めるようになってきたと思うのであります。

生産者の顔が見える、安全で安心して食べることのできる国内農産物を多くの市民が求めていることは、アンケートの調査などでもはっきりしておるわけでありまして。

しかし、農業の現状は、御案内のとおり、農業従事者の高齢化、若い後継者不足、農産物価格の低下など、厳しい環境が長年続いており、大変難しい問題になっております。

国民の 60% 以上の人々の胃袋を、命のもとである食を外国に任せて、本当によいのだろうか。命と健康に不安きわまりない危険な輸入食品に頼ることを少なくすることを、市民と一緒に安全な食料の自給を、転作田を利用して市民農園をさらに拡大してはどうかと思うのでありますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、(2) 番目のことについて申し上げます。

昨年の秋、県は農業基本条例を制定し、活力ある豊かな農業山形県を目指して、その指針を定めたと聞いております。

農業県であります本県農業の生産額は年々減少を続けておりますが、これを機会に、歯どめとなる施策の実行を期待しているものであります。

基本条例の中に、地産地消という全く新しい言葉が出ております。それは、その土地でとれたものを、その土地の人によって消費しようという新しい発想であると思います。

これまで、農産物の流通は市場競争原理に基づいた大規模、大量生産、大量集荷による大量多元販売方式で、量は力なりと、東京、名古屋、大阪などといった大都市を中心に農産物の販売をしてきたのが主流となってきました。

基本条例では、世界の食糧情勢や地球環境など長期的視点に立って、生命と暮らしの根幹をなす食と環境を支える農業など、農村を県民の貴重な財産と位置づけ、県民が良質な県産農産物を安定的に消費して、健康的に生活できる社会を構築し、本県農業の持続的な発展のもとで、豊かな住みよい地域社会を実現することを目的としております。

これを達成するため、県の責務として、国、市町村との連携、農業者の役割としては、消費者に信頼される良質で安全な農産物を合理的な価格で安定的な生産と供給、食品産業などの事業者の役割としては、消費者への安全な食品の安定的な供給と県の農産物の利用、県民の役割として、農業、農村の果たす役割への理解を深め、県農産物の利用推進、重点施策の推進に当たっては、実行計画を策定し、計画的に進めることによって、地産地消の推進、安全かつ安心な農産物の生産と供給の推進、畑作物の生産振興を上げております。

地元の消費者が必要とし求めたい農産物を、農家が生産して消費者に提供するという事は、農業本来の姿

であります。

しかし、それはお互いの理解と協調性や信頼関係ができて成り立つわけであり、これを成功に結びつけられれば、農業・農村に元気を取り戻すことができることであり、地域経済の活性化に大きく貢献するものと期待をいたすものであります。

古い話で恐縮ですが、昭和 58 年ごろに県が主催した京都での山形県産農産物の消費宣伝会に私も参加させていただきまして、京都の消費者団体との交流会で聞いた話でありますけれども、京都の農家が地元の市場に地元の農産物を持っていくと、役所より奨励金を受けることができるという話であります。

それはなぜですかと聞いたところ、地元でとれた新鮮な野菜や農産物は栄養価が高く、特にビタミン含有量が多く、健康な体をつくるのにすぐれており、市民の健康づくりに貢献するので奨励金を支給しているのであると聞きまして、大変感心をいたしたことがございました。

昔からの言葉に、初物を食べると 3 年長生きするとか、早くとったものや新鮮な野菜ほど風味が濃くおいしいということは今も変わらないことであります。次の世代を担う大事な子供たちの学校や保育所の給食に、地元の朝にとれた新鮮な野菜を取り入れてほしいと思うのであります。

県においては、新年度の予算に計上して積極的に進めようとしております。市場や商人を通さない、生産者の顔の見える、良質で安全な野菜や農産物を、子供の昼食に取り入れてほしいと期待するものであります。

県の農業基本条例を受けて、本市の対応と市長の御所見をお伺いしたいと思っております。

次に、教育行政について申し上げます。

(1)番であります、いよいよ 4 月から学校教育が大きく変わるわけでありまして、教育委員会や各学校において、新しい時代を担う教育のあるべき学校づくりに向けて万全の準備が進められておりますことに敬意を表します。

そして、昨日夕方、隣組長から教育委員会の発行する新しい教育のことにつきまして詳細に書かれたものを見せていただきました。大変市民の人たちにも満足感を得たのではないかとこのふうに見たところでありますが、事前にこのことを考えておりましたので、私の意見を申し述べて、教育委員長の御所見を賜りたいと思っております。

申し上げるまでもなく、土曜日が全部休みになって、週五日制になることや、もう一つは生徒が自主的にかつ主体的に問題を解決して生きる力を育てていく学習、具体的には体験を重視して、各教科の中で体験学習を取り入れるとともに、枠にとらわれない総合的な学習時間を設けて、体験学習を積極的に取り入れようということが挙げられておるわけであり、

そこで、自然体験や生活体験が豊かな子供ほど道徳感や正義感といったものが身につくとして、自然体験や農林業の体験を行うことは、豊かな情操を育て、社会の中で自立して生きる力を与える最高の機会であると言われておるわけでありまして、こうした農村、農業の持つ教育的な意味に早くから着目されて、都会の子供たちを呼び込んで大江町の山村などでは自然体験を実施してきたのではないかとこのふうにも思っております。

現在、市内の子供たちは、自然豊かな環境に生活はしておりますけれども、ゲーム機の発達などによって、自然の山や川で遊ぶことを知らない子供が大変多くなってきていると思っております。農家の子供であっても、農業を体験したことがない子供が多くなっており、それは農業機械の進歩発達によって農作業が機械化し、そのことが進むことによって、児童や子供たちの手伝いというものが必要なくなったというふうなことも意味していると思っております。

しかし、人間が生きていく上で、肉体に刻み込まれた経験とか知識や知恵といったことが、小さい学童のうちから、動物や植物を育てる体験などを通して体得させることは大きな意義があると思うのであります。

体験学習を通して、学校の教育では見えなかった能力や才能、個性が見えて再発見されることがあると聞いたことがあります。また、動物や農産物を育てることによって情操が育ち、自然や歴史などの新鮮な出会いから好奇心が生まれるところの農村が持っている教育的な意味を教育の中で活かしてほしいと願うものであり

ます。

新しい教育課程の中で、本市の学校で具体的にどのような計画が進んでおりますかにつきまして、教育委員長にお伺いをいたしたいと思うのであります。

次に、(2)番目の道義・道徳教育の充実について述べさせていただきますが、近年、経済的な豊かさの反面、道義・道徳の乱れはまことにひどく、大きな社会問題であります。我が国を代表するような政・官・法・財各界の倫理観の乱れは目を覆うものがあります。このような社会道義を忘れた自己中心の他を省みない行為は、一日も早く排除すべきであると思います。

このような状況の中で、学校教育に求めることはまことにおこがましいことであると思いますけれども、21世紀の担い手は紛れもなく子供であり、人材教育こそが我が国の存立基盤を確かなものとするために最も重要なことであるからであります。

報道によりますと、義務教育の現場では、社会を反映してか、学校が荒れており、学級崩壊が進んでいると言われております。本市ではそんなことはないと思いますけれども、全国の中学校では1年間でいじめが1万9,000件、暴力は2万7,000件で、過去4年間で50%も増加し、不登校生は10万8,000人で、中学生の実に38人に1人に達していると言われております。

小中学校の生徒時代に、人間としての生きていくための最低のルールをしっかりと厳しく身につけさせることが大切ではないかと思えます。個人の権利や自由は社会の規則やルールを絶対に超えてはならないということ、しっかりと教えることが重要であると思うのであります。

生活様式の変化によって、価値観が多様化していると言われるかもしれませんが、私は価値観が多様化しているよりも、価値観が混乱しているのではないかと思うのであります。

道義・道徳の基本であります正義、礼儀、恥ずかしいこと、人として踏み行うべき道を正しくしっかりと教えてほしいと思うのです。

そして、先生方には自信と確信を持って、生徒たちに体当たりで取り組んでほしいことを心から念願申し上げながら、教育委員長の御所見をお伺いし、さらに本市の不登校生やいじめの実態はどのようになっているかをお尋ねいたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、農政問題でございます。

御指摘のように、昨年の B S E 問題に端を発した雪印食品の偽装事件を初め、その後の牛肉や野菜の産地名や消費期限などの品質表示偽装行為が相次いで発覚し、連日のように新聞やテレビをにぎわしております。

こうした行為は、大企業、中小業者を問わず行われていたようで、消費者の農産物に対する不信感を大きくさせており、生産農家にとっても打撃となっていることは御案内のとおりで、まことに遺憾であると思っております。

また、先月には、中国産のブロッコリーから禁止農薬が検出されるなど、輸入農産物の安全性についても不安が持たれております。

このため、国の早急な対策による食の信頼回復はもとより、本市におきまして、安全、安心、高品質な農産物の生産と、消費者に信頼される産地づくりを図っていかなければならないものと強く考えておるところでございます。

御指摘のように、顔の見える農産物、そして新鮮なもの、そしてまた量的にも安定供給ができるところの体制づくりというものが重要かと思っております。

寒河江の農産物は間違いのないというブランド品にならなければならないと思いますし、それなりの努力をこれまでできておるわけでございますけれども、安心して食べられる、おいしいところのものを持った新鮮な寒河江の農産物と、これがどこに出しても心配のないようなことに持っていかなければならぬと、このようにつくづく思っておるところでございます。

こうしたような状況を思いまして、御指摘の市民みずから野菜づくりに取り組むための市民農園の拡大という御提言がございました。

市民農園は、野菜づくりを通して、農業に対するところの理解と関心を深めてもらうことを目的に、市が農家の方をお願いして、昭和 61 年から開設しておるものでございます。

現在は、ふれあい農園の名称で、西根地区と南部地区の 2 カ所に合計 80 アール、110 区画程度を設置しております。毎年 3 月に市報等を通じまして、入園者を募集しておりますが、例年 100 名ほどの応募があり、野菜づくりを楽しんでおられるようでございます。

ここ数年は、申し込み者数が横ばいで、ほぼ希望どおりに入園でき、今のところは現在の規模で市民の要望にこたえられる状況になっておる状況でございます。

引き続き、市民のニーズを把握しながら取り組んでまいりますが、今後休日の増加や野菜づくりの愛好家の増加などが予想されますが、それに伴い、市民農園の申し込みがふえていくような場合には農園の拡大についても考慮してまいりたいと思っております。

次に、地産地消の推進について申し上げます。

今、申し上げましたように、農産物の食品表示の偽装事件は、食品流通に対する消費者の不安と不信を招いており、今大きな社会問題となっております。

こうした中で、地元で生産された農産物を地元で消費するという地産地消の推進は、消費者にとっては新鮮で安心、安全な食べ物を購入する機会がふえることでございますし、一方で生産者にとっても、価格、数量の面での安定した需要が確保され、安心して生産に取り組むことができることであり、自立した農業経営の確立につながるものと考えております。

こうしたことから、地産地消については、今後より一層推進していくべきものと思っております。

御指摘のように、県におきまして昨年 10 月に制定された山形県農業基本条例の中に、地産地消の推進を掲

げております。県農産物の評価向上、県内消費の拡大を図るために、県と市町村、生産者、流通、消費団体などで組織する、おいしい山形推進機構が中心となって、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

平成 14 年度には、地域の学校給食、病院、福祉施設等の公的分野における地産地消を推進するため、生産者と公的分野の実需者、それから行政などの関係者からなる地産地消推進協議会を全市町村で設立することを要請しております。

本市におきましては、地元産農産物の利用促進と地域農業の振興を図り、消費者に新鮮で安心、安全な食べ物を提供するために、新年度において、この協議会の設立に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校給食への地元農産物の導入については、本市においては既に平成 12 年度から、市の助成によりまして、米飯給食に全量地元産の自主流通米はえぬき 1 等を使用する米飯学校給食推進事業に取り組んできたところでございます。

さらに、学校給食の食材の調達に当たりましては、教育委員会において、可能な限り地元の食材を地元業者から仕入れるよう学校長に要請しており、生鮮野菜や果物については、ほとんど地元の小売業者と農協から購入しているのが現状でございます。

保育所につきましても同様に、可能な限り地元の小売業者や農協から食材を購入することにしております。

今後におきましても、米飯給食に地元産 1 等米を使用する事業については継続していく考えでありますし、給食の食材の調達につきましても、地産地消の観点から、ことし立ち上げ予定の寒河江市地産地消推進協議会、仮称でございますけれども、その中で十分協議いたしまして推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政について、初めに、教育に自然や農業の体験学習を取り入れることについてお答えいたします。

現在の子供たちの多くは、疑似体験や間接体験が多くなる一方、直接体験が不足している現状にあります。このようなことから、さまざまな体験活動の機会を豊かにすることは、極めて重要な課題であると考えます。

このことは、学校教育において重視していくことはもちろんであります。家庭や地域社会においても体験活動の機会を拡充していくことが必要であります。

新学習指導要領による教育課程の実施に当たっては、学校教育活動全体を通じて、体験的な学習活動を積極的に取り入れ、その充実を図ることが強く求められています。

このことを踏まえ、各学校が総合的な学習の時間などの教育活動全体の中で、体験的な学習をどのように組み入れていくかが重要であります。

本市では、これまでも、小中学校において多様な特色ある体験活動を実施しております。

農業的な体験活動としては、学級園や畑を利用したサツマイモなどの農作物栽培、子供自身が種子から育てた草花を使つての学校花壇整備、実習田を活用した稲づくり、収穫を祝うもちつき体験や稲わらを利用したわら細工体験、さくらんぼやブドウなどの果樹栽培体験など、全校あるいは学年・学級単位で取り組んでおります。

また、少年自然の家や月山自然博物館、学校付近の山などを利用し、大自然の中でさまざまな野外活動を行ったり、寒河江川などを活動の場とした川に親しむ活動を展開したりしています。

さらに、幼虫の飼育から行っているホタルの里づくり体験、その他理科や生活科などの教科学習の中でも、自然に積極的に働きかけながら、体験的・問題解決的な学習ができるように心がけております。

このように、現在も各学校において実施されておりますが、今後も市教育委員会といたしまして、体験的な学習をより意図的、計画的に行うとともに、自然や農業のよさを生かした教育が適切に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、道徳教育の充実についてお答えします。

今日、子供たちを取り巻く状況が著しく変容する中、学校、家庭、地域社会が一体となって、それぞれの分野で心の教育、特に道徳教育を充実させていかなければならないと思っております。

道徳教育の重要性を強調した学習指導要領の趣旨を受け、移行措置期間である現在においても、各学校では年間授業時数を確保し、子供たちの心に響く道徳教育が実践されております。

例えば、地域の方々をゲストティーチャーとして迎え、民話を交えた授業の実践、縦割り班による豊かな人間関係を目指した活動、アルミ缶回収やユニセフ募金、福祉施設訪問などによる社会奉仕体験など、体験を通じた道徳教育の実践に努めております。

また、年間指導計画の充実とともに、教材の研究や、価値項目の重点化など、子供たちの心を揺り動かす道徳の時間の実践に努力しております。

市教育委員会としては、すべての教育活動の根底に、道徳教育を位置づけるとともに、週 1 時間の道徳の時間を、道徳教育の要の時間として充実するよう努めております。

また、道徳的価値の自覚を深め、豊かな体験を通じた道徳的実践力の育成が図られるよう、指導を徹底することはもちろん、道徳教育を実践していく上で必要不可欠な条件である教員の指導力向上のための研修についても一層力を入れていきたいと思っております。

不登校などの実態についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

本市において、月 7 日以上不登校による欠席児童生徒は、1 月の段階で、小学校 5 名、中学校 29 名、合計

34名でありまして、中学校ではやや減少傾向にあります。また、いじめの報告は、中学校で1件報告されておりますが、学校の早期の適切な対応により解決されておりますし、暴力行為の問題行動はございません。

不登校などの問題については、各学校でも重要な課題ととらえ、保護者や地域と密接な連携をとりながら、未然防止と早期解決が図られるよう、全校体制で取り組んでおります。

市教育委員会としても、寒陵スクールや教育相談体制を充実するとともに、各学校や関係機関と連携を強めながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 佐藤頼男議員。

佐藤頼男議員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

輸入農産物の不安要因等の認識におきましては、全く私と同じであります。重ねて申し上げるまでもなく、いろいろな報道による結果などを見ますと、本当にこんな状態で日本の食というものが大丈夫なのかというふうな不安を一層する昨今であります。

そして、偽装事件などについては、もう毎日のように新聞に出ておりまして、その倫理観の乱れというものは本当にひどいものであるというふうに思っております。

きょうの新聞などでも食肉の卸大手業者のスターゼンに監査が入ったというふうなことが出ておりましたし、白豚を値段の高い黒豚と偽ってみたり、福島では値段の高い米沢牛と偽ってみたり、全く数え上げればきりがないほど、こうした問題が発生しておりまして、特に中国の野菜が一層増加する、そういう状況にあるということが財務省あたりの報告にもあるようでありまして、既に外国の農産物の数量は 100 万トンを超えているというふうなことであります。

検査体制の問題なども、ヨーロッパの国々ではもう一本化した形で食料管理が行われているにもかかわらず、日本では、食料の輸入食品の検査は厚生労働省、そして食品を監督するのは農水省で、防疫は財務省というような、まさに縦割り行政の弊害が出ているのではないかとというふうなことが、報道等によって指摘されているわけであります。

そのような状況の中で、少なくともやっぱり農村で生活する消費者の皆さん方には安全なものを食べていただく、野菜を食べていただくということが、この土地に生きているところのいわゆる特権ではないかというふうな意味からも、自給野菜をつくる市民農園の拡大を提案させてもらったところではありますが、既に本市では取り組んでおりますけれども、今後一層規模が増大するというふうに私は思うのであります。

そういう意味で、ひとつ市長からも今後の希望者に対しては十分こたえられるような体制をとっていきたいと、こういう御答弁をいただきました。ぜひひとつそのように、寒河江に住んでよかったと、こう言われるような農村の環境というものを、生活に活かされるように取り組んでいただきますことを、さらに御要望申し上げ、また栽培などに対するアドバイザーの設置なども重要な役割になってくるのではないかと、こんなふうに思うところであります。

地元産の学校給食の問題につきましては、新年度において、これらを利用するための推進協議会を設立して積極的に取り組んでいきたいと、こういうお話がございました。

特に、恐らく私のうちばかりでない、どこでも同じだと思いますけれども、飽食という食生活の中で、余り子供たちは野菜を好まない状況にあると思います。

しかし、やっぱりこの土地に生まれ育ったという子供たちのときに、やっぱり最もおいしい野菜の味というものを知ってもらうということは、郷土のよさというものを知ることになり、郷土愛にも通じることではないかということから、それにはやはり市場を通したなどというそういう野菜ではなくて、やっぱり朝どりのものが即昼間には給食に提供できるような、そういう体制がなければだめではないかと思えます。

小売商の問題もありますけれども、今日の野菜や果物の価格の形成の状況を見ますと、小売されている価格の生産者の手取り価格などというものは、わずかに 40%前後なのであります。小売価格の 40%前後が農家の生産者の手取り価格なのであります。

でありますから、私は生産の機能、いわゆる取り組みというものが非常に大事なことではないかと。そこに私は先ほど御紹介申し上げました京都の例がありましたんですけれども、ぜひひとつそうしたものを取り上げて、しっかりした形で取り組んでいただきたいものだ、このように思うわけであります。

既に産地と消費地との連携などというものは、果物においてはもう 20 年も前から農協を通してでありますけれども、消費組合との連携が続いておりまして、岐阜や名古屋、東京、そうしたところとは産直形式で進ん

でいるわけでありまして。これは市場が商人を通さない形のものであります。

そういうふうにならざるに長続きしているということは、それなりのお互いのメリットがあって続いておるわけでありまして、本市の野菜の生産などを調べてみましても、ネギの生産量は30万4,700キロ、年間であります、トマトが18万8,000キロ、ナスで1,700キロ、メロンで4万7,600キロ、ツルムラサキで19万1,400キロ、キュウリでは3万2,100キロ、食用菊で3万8,100キロ、エダマメで12万100キロ、カボチャで5万3,900キロ、山菜が7,050キロなどが農協で取り扱っているものであります、これ以外に、秋野菜のサトイモであるとか、セイサイとかハクサイ、タマナなどといったような野菜がこの地において生産されておるわけでありまして。

先ほど市長の答弁にもありましたように、推進の協議会等を通しながら、ひとつ野菜組合などと具体的な協議をし、そして契約的な栽培を進めていくと、そこまでやっぱり進めていかないと、必要なときに必要なものが給食の中につながらないと思うわけでありまして、ぜひひとつそういう方向で、大変市長はこのことについて前向きに、県の方とタイアップしながら考えておられるようでありまして、県のさまざまな事業等の取り組みなどについても、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、教育行政につきましてですけれども、先ほども申し上げましたように、このような立派なものが、きのう夕方隣組長から配布になりまして、大変いいものをつくってくださったなというふうに関心をいたしたところであります。

そしてまた、ただいま教育委員長から、現在まで取り組んでいることや、さらに今後取り組もうとするさまざまな、大変立派な御答弁がありました。

私も学校とは非常に近い関係にありますけれども、今後ますます家庭と学校、それから学校と社会という、その関係が重要視される中でありますので、学校の取り組もうとすることや、取り組んでいることなどについてのパブリックリレーション、いわゆる広報活動がやっぱり徹底していかないと、せっかくの学校の行事というものが地域の中で生かされていかないのではないかというふうなことなどから、ぜひそんなことなども考えていただきたいものだなということを感じたところであります。

最後になりますけれども、先般、アメリカ、カナダの学校教育視察に参加された方の話を聞く機会がありました。

それは、向こうの学校に行きまして、今、日本の学校現場において、不登校であるとかいじめとかといったような問題で実は困っているけれども、米国のこの学校ではどうですかというふうに関心したところが、今、私どもの学校では、日本の戦前の教育を基本にして教育を行っているんだ。したがって、不登校とかいじめなんていうものは全然ない。小中学校は義務教育である。したがって子供が学校に行かないということになると親が罰則を受けるんだと。それが義務教育というものであるというふうなことで、日本のそうした質問、不登校やいじめなどということは全くナンセンスであると、こういうふうに関心をされたということでありまして。

私はその話を聞きまして、はっと何か私の胸に刺さるものを感じました。こんなことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っておりますが、御所見がございましたらば、お伺いいたしたいと思っております。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど来からの偽装事件等々を見ますと、輸入ものよりも国産品と、あるいはブランド品指向といいますが、ブランド品に表示がえしての偽装というようなものが見受けられるわけでございます。

というのは、それはやっぱり食品に対するところの信頼度があったのではなからうか、あるのではなからうかなと、こういうことのあらわれだろうと、こう思っておるわけでございまして、消費者はより一層、安心、安全、新鮮なものを求めているということでございまして、それが裏切られた、信頼を失っているというようなことになっておるんだらうと思います。

これらの事件を聞くにつけ、見るにつけまして、やっぱり顔の見えるところの農産物の生産というものが、大変これからお一層、力を入れていかなくてはならないんだということと、それからやっぱり販売ルートといいますが、直販ルートといいますが、そういうものをやっぱり確立していかなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、地産地消の推進協議会というものを早く立ち上げたいと、このように思っております。行政あるいは農業団体、そしてまた民間の企業、消費団体と、こういうものも、どのようなメンバーにするか、これからでございますけれども、結成してまいりたいと、このように思っております。地元のを地元が使うということになりますれば、非常に流通経費が少なくて済む、マージンが少なくて済むということでございますので、生産者も消費者もこれは一挙両得だとこのように思うわけでございます。

これまでもおきまして、触れ合い交流ものとか、あるいはアグリというようなことがあるわけでございますけれども、なおなおそういう地産地消の組織というようなものも考えてまいらなくてはならないのではなからうかなと、このように思っております。

また、地元の大豆で地元で豆腐をつくるというようなことがあるわけでございますけれども、本当にこういうようなことは、安心しておいしく食べられるというようなことが、これが寒河江の特産品の開発にもつながっておると、このように思うわけでございまして、米の減反が進む中で、何とかこういう米にかかわるところの農産物というものを、それを特産品に変えて、若干の付加価値で変えて、寒河江の特産品をつくっていくということも、十分検討していくことが、本市の農産振興、農業の活性化につながっていくように思っておりますし、またそれが流通業界なりあるいは消費者にとりまして大きなプラスになっていくものと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 議員おっしゃいました、学校、社会、家庭の関係を重視すべきだと、同感であります。このように進めてまいりたいと思います。

それから、アメリカやカナダでは、今、日本の戦前のような教育が行われている、日本ではどうかというふうな問題提起でございましたが、確かに、アメリカでは 70 年代に、哲学的な考え方、ジョン・デューイという人ですが、こういうふうな人の考え方から、子供中心主義とか、経験主義とかいうふうなものが非常にびこりまして、そしてそれがいろんな非行につながったというふうな今反省が行われまして、十何年前ですか、前のブッシュ大統領の時代から、これを直そうというふうなことで、さまざまなそういうふうな個性だけを重視した学校が大分廃止されまして、今は人格教育と、それから学力重視というふうな方に傾いております。それから、いろんな規則なんかも前と違ってかなり厳しくなっているというふうにお聞きしております。

しかし、これがどういうふうに、アメリカで前から行われた経験主義のよさとか、それから個性尊重のよさ、こういうふうなものを超えた、いいものになるかどうかという反省については、まだお聞きしておりません。

日本で今度行おうとする教育は、前にアメリカでいるんな失敗したといういわゆる子供中心主義とか個性主義、ああいうふうなことはちょっと形は似ておりますけれども、必ずしも同じものではございません。そういうふうな反省も十分含めて今やっているというふうにお聞きしております。

そんなことで、今、経過を見ながら我々も教育を進めてまいりたいというふうにお聞きしております。以上です。

平成 14 年 3 月第 1 回定例会

午後 2 時 3 2 分

散 会

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。